

令和七年（二〇二五）三月二十七日発行
『大倉山論集』第七十一輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

戦時期日本の「産業報国精神特別講義」
―文部省による「産業報国運動」への参画―

上久保 敏

戦時期日本の「産業報国精神特別講義」

―文部省による「産業報国運動」への参画―

上久保 敏

目次

はじめに

一 産業報国精神特別講義とは

二 忘却・無視されてきた産業報国精神特別講義

三 産業報国精神特別講義実施の背景と経緯

四 産業報国精神特別講義の生みの親たる河原田稼吉
五 思想善導講義としての産業報国精神特別講義

おわりに

はじめに

「産官学連携」、「産官学」という言葉が定着して久しい。例えば現在から半世紀近く前の昭和五三（一九七八）年に出た『昭和五二年度 科学技术白書』（副題「重要性を増す政府の研究活動」）には「明確な目標の下に、産・官・学の各分野の研究能力の結集が重要である」と中黒（・）付きではあるが「産官学」という言葉が既に使われていた。現在の大学においては産業界、官界と連携した研究体制はもはや特別のものではなく、大学教育においても産官学連携が意識されている。例えば平成一五（二〇〇三）年四月二八日に科学技术・学術審議会の技術・研究基盤部会で提出された資料四「新時代の産官学連携の構築に向けて（審議のまとめ）」では次のように述べられていた。^①

産官学連携活動は大学の教育の活性化にも大いに資するものである。したがって、共同研究やインターンシップ等を通じて学生が企業と交流する機会を積極的に設けるとともに、産学共同による教育プログラムの開発や企業経験者の招聘など、大学教育の場において産業界の視点や協力を得ることは、実践的教育を推進し、産業界をはじめとする社会のニーズに応える人材を養成していく観点からも有効である。

しかし、教育における産官学連携は必ずしも戦後に始まったものではない。昭和一四（一九三九）年一二月六日の『東京朝日新聞』夕刊（第一九二八〇号）は「実務の大家動員／産業講座の顔ぶれ」という見出しを打ち、次のように報じた。^②

学窓に時代の息吹きを吹きこむ河原田文相の産業報国精神講座の講師は五日の協議会で文相以下三十名の講師の顔ぶれが決定、二千六百^③〔百〕年の一月初頭を期し全国官公私立高校、並びに大学経済学部百二十校に對し珍しい講座が開設される事になった

五日の協議会には産業界から白石元治郎、藤山愛一郎、町田辰次郎氏など学校側から平賀東大総長、小泉藤原工業大学長、上田東商大学長、丹羽東大工学部長、文部省から河原田文相以下大村文部次官、小林教学局長官〔一〕関口専門、岩松実業学務局長等出席

文相まづ新講座の時代的必要性を説き明年から恒久的な講座として行ふ旨を力説、町田産業報国聯盟理事から産業報国運動の経過を述べ五日まで承諾した講師を報告して一時散会した、決定した講師の顔ぶれは次の通りで、産業界、実業界のお歴々を初め社大党、厚生省労働局並びに各会社の労務課等我国労働行政の第一線を網羅してゐる

記事は産業界、文部省、学校の出席者による協議会で新しい講座の開設が決まったことを伝えており、この講座は正に今日で言うところの産官学連携で決定されたことがわかる。記事中で「産業報国精神講座」と称されている講義は翌昭和十五年二月に「産業報国精神特別講義」という名称により実施され、後述する通り少なくとも昭和一八年一〇月まで継続した。それにもかかわらず、終戦後今日まで文部当局発行の年史刊行物や教育史研究者の研究文献においてこの産業報国精神特別講義が言及されることは管見の限り皆無である。また、同じ「産業報国」という言葉を冠した「産業報国運動」、「産業報国会」とは異なり日本近現代史の研究文献でも産業報国精神特別講義が取り上げられているのを見たことがない。その意味で戦時期の産業報国精神特別講義は日本教育史や日本近現代史において忘却あるいは無視された存在だと言える。

本稿はこの「産業報国精神特別講義」に焦点を当て、この講義が実施されるに至った背景や思想善導講義としての特性について考察する。本稿の構成は次の通りである。まず、文部省の次官通牒や実施事例を確認し、産業報国精神特別講義とはどのような講義であったのか、その概要について説明する。次にこの特別講義が文部当局発行の年史刊

行物や日本教育史・日本近現代史に関する研究文献で取り上げられてこなかった実状を確認し、その理由について考える。続いて産業報国精神特別講義が実施された背景と経緯を詳述し、この講義の実施を主導した河原田稼吉の経歴や著作、産業報国運動論に触れながら、文部大臣に就任した河原田が産業報国精神特別講義を実施した理由と河原田が担当した産業報国精神特別講義の内容について考察する。その上で、同じく戦時期の思想善導講義であった「日本文化講義」との比較や動員された講師陣の検討を行い、最後にこの産業報国精神特別講義がどのような歴史的意味を持つかについて明らかにしたい。

なお、本稿では引用に当たり、原文における漢字の旧字体は新字体に変更して表記した（ただし、人物名に関しては一部で旧字体を用いている）。引用部分で明らかに誤字と思われる字については右側に「ママ」と付し、直後に「」付きで正字を補した。また、脱字と思われる箇所には「」付きで字を補した他、読点を付した方が読みやすい箇所には「」付きで読点を付した。引用部分中の「／」は改行を、「……」は中略を示す。

一 産業報国精神特別講義とは

（一）文部省の次官通牒

戦時期に実施された「産業報国精神特別講義」とはどのような講義であったのか。最初にその趣旨、概要について述べておこう。昭和一五（一九四〇）年四月発行の『実業教育』第二巻第四号は「文部彙報」欄で産業報国精神特別講義の記事を掲載している。同誌は財団法人実業教育振興中央会が発行する機関誌であり、昭和一四年八月に創刊された。実業教育振興中央会は昭和一一年九月二八日に出された実業教育振興委員会の諮問第一号答申を受けて同年一

二月一八日に設置された財団法人である。事務局は文部省実業学務局内に置かれており、実業学務局の外郭団体であつた。記事は次の通りである。⁽⁴⁾

文部省に於いては時局に鑑み、官公私立大学、専門学校に産業報国精神特別講義を実施中であるが、次にその次官通牒と実施要項並に実施状況を掲ぐ。

次 官 通 牒

発実七号 昭和十五年一月二十五日

文部次官 赤 間 信 春

総(校) 長 殿

産業報国精神特別講義に関する件

我が国内外の情勢に鑑み国力の充実殊に生産力の拡充に邁進すべき秋に当り将来産業界の指導者たるべき学生生徒に対し産業報国の精神を徹底せしむるは刻下喫緊の要務なるを以て今般産業報国精神特別講義の為講師派遣相成るべきに付別紙要項に依り実施の上之が趣旨徹底方御配意相成度

尚貴学(校)に於ける講義の予定日時折返し報告相成度

追而 本件に関する照会等は文部省実業学務局長宛と被為度

実 施 要 項

一、講義題目 産業報国精神

一、講 師 「(講師氏名)」に依頼する見込

一、期 日 二月中に於て実施すること

一、講義時間 約二時間

一、聴講者 主として卒業前の学生生徒（大学に在りては法学部、経済学部、工学部、農学部学生とす）

但し実習等の為卒業前の学生生徒在校せざる場合は次学年の学生生徒を主とすること、尚別科等の生徒も随意聴講せしむること

一、経費 講師派遣費は本省負担とす

一、懇談会 講義終了後可成講師と教授との懇談会を開催すること

東京大学文書館が所蔵する簿冊『昭和十五年 文部往復（四）』にこの発実七号通牒は綴じられており、実施要項の「講師氏名」の箇所は「河原田稼吉」とあらかじめ手書きされていた。つまり依頼する見込みの講師は文部省が事前に選定していたものと見られる。

産業報国精神特別講義の実施対象となつたのは官立、私立を問わず大学に加え高等商業学校、高等工業学校などの実業専門学校であり、通牒文にも書かれているが、将来産業界の指導者になるべき大学や実業専門学校の学生・生徒に産業報国の精神を徹底させるという趣旨があつた。学生・生徒の産業報国精神を涵養するという意図があつた点、経費を文部省が負担する官製講義であつた点、個々の大学や実業専門学校との事前協議なく一律に実施を要請している点から考えて、産業報国精神特別講義は上からの思想善導講義と呼ぶべきものであつた。

（二）産業報国精神特別講義の実施状況

（一）で見た『実業教育』第二巻第四号（昭和一五年四月）の「文部彙報」欄に書かれていた通り、同誌は通牒に続き、実施事例の一部を掲載していた。同誌第二巻第八号（昭和一五年八月）の「文部彙報」欄にもその後の実施事

表1 昭和15年の「産業報国精神特別講義」の実施事例（現時点で確認している全事例）

	学校名	実施期日	講師官職	氏名	典拠
1	早稲田大学	2月8日	(未記載)	河原田 稼吉	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
2	京都帝国大学	2月12日	(未記載)	平生 鈺三郎	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
3	九州帝国大学	2月13日	(未記載)	三村 起一	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
4	大分高等商業学校	2月14日	(未記載)	中根 貞彦	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
5	東北帝国大学	2月16日	(未記載)	澁澤 正雄	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
6	神戸高等工業学校	2月16日	(未記載)	小畑 源之助	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
7	東京帝国大学	2月17日	(未記載)	河原田 稼吉	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
8	大阪商科大学	2月17日	(未記載)	村田 省蔵	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
9	立命館大学	2月20日	(未記載)	膳 桂之助	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
10	大阪帝国大学	2月20日	(未記載)	津田 信吾	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
11	名古屋高等工業学校	2月21日	(未記載)	町田 辰次郎	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
12	熊本薬学専門学校	2月26日	(未記載)	松本 健次郎	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年4月）68頁
13	熊本高等工業学校	2月26日	(未記載)	松本 健次郎	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
14	横浜高等工業学校	3月4日	(未記載)	澁澤 正雄	『実業教育』第2巻第4号（昭和15年4月）68頁
15	秋田鉱山専門学校	6月15日	全産聯書記長	森田 良雄	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
16	明治専門学校	6月18日	渡辺鉄工所社長	渡邊 福雄	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
17	東京薬学専門学校	6月20日	(未記載)	高神 覺昇	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
18	北海道帝国大学	6月21日	(未記載)	伍堂 卓雄	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
19	東京工業大学	6月21日	日本製鉄会社	平生 鈺三郎	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
20	小樽高等商業学校	6月22日	(未記載)	伍堂 卓雄	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
21	盛岡高等農林学校	6月24日	大倉洋紙社長	大倉 邦彦	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
22	高松高等商業学校	6月24日	住友工業専務	三村 起一	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
23	仙台高等工業学校	6月25日	大倉洋紙社長	大倉 邦彦	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
24	神戸高等商業学校（県立）	6月25日	産報常務理事	町田 辰次郎	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
25	同志社高等商業学校	6月26日	京都府警察部労政課長	鬼丸 勝之	『同志社々報』第177号（昭和15年7月6日発行、同志社社史資料センター所蔵）
26	東京高等工業学校	6月27日	三井鉱山労務部長	深川 正夫	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
27	山梨高等工業学校	6月27日	日本石油考查課長	中田 謙二	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
28	彦根高等商業学校	6月29日	日本ベイント社長	小畑 源之助	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
29	横浜高等商業学校（市立）	7月1日	日本製鉄常務	澁澤 正雄	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
30	長崎高等商業学校	7月1日	安川電機社長	安川 第五郎	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
31	米沢高等工業学校	7月6日	全産聯常務理事	膳 桂之助	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
32	鳥取高等農学校	7月9日	帝国農会幹事	東浦 庄治	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
33	京都高等工芸学校	7月10日	日本ベイント社長	小畑 源之助	『実業教育』第2巻第8号（昭和15年8月）52頁
34	東京商科大学	10月10日	前商工大臣・王子製紙社長	藤原 銀次郎	『一橋大学年譜Ⅰ』（一橋大学、昭和51年3月）174頁
35	名古屋高等商業学校	10月21日	(未記載)	大倉 邦彦	『自昭和十三年度 至昭和十五年度 報告書類 教務課』（東海国立大学機構大学文書史料室所蔵）
36	慶應義塾大学	11月8日	(未記載)	平生 鈺三郎	『三田評論』第520号（昭和16年1月）（雑誌）65～66頁
37	関西大学	11月16日	日本ベイント社長	小畑 源之助	『関西大学学報』第185号（昭和16年1月）7頁
38	鹿児島高等商業学校（私立）	11月26日	(未記載)	大倉 邦彦	『国史論纂一大倉邦彦先生献呈論文集』（躬行会、昭和17年、21頁）
39	鹿児島高等工業学校	11月26日	(未記載)	大倉 邦彦	『国史論纂一大倉邦彦先生献呈論文集』（躬行会、昭和17年、21頁）
40	関西学院高等商業学校	11月30日	名古屋商工会議所理事	向井 鹿松	『関西学院週報』第34号（自昭和15年11月24日至昭和15年12月7日、関西学院大学学院史編纂室所蔵）

表2 昭和16年以降の「産業報国精神特別講義」の実施事例（現時点で確認している事例の一部）

	学校名	実施期日	講師官職	氏名	典拠
一六 年	長崎医科大学	10月21日	前東大教授・日本薬局方調査会長	慶松 勝左右衛門	『帝国大学新聞』第876号（昭和16年11月3日、6面）
	明治大学	10月29日	大日本産業報国会会長	平生 飢三郎	『駿台新報』第495号（昭和16年11月17日）
	関西学院高等商業学校	11月14日	川崎重工業専務	川崎 芳熊	『関西学院週報』第26号（自昭和16年11月9日 至昭和16年11月22日）
	同志社高等商業学校	11月17日	（未記載）	渡邊 斌衛	『同志社高等商業学校処務日誌 昭和十六年度』（同志社社史資料センター所蔵）
一七 年	関西学院高等商業学校	7月6日	（未記載）	平生 飢三郎	『平生飢三郎日記』第18巻（学校法人甲南学園、平成30年、205～206頁）
	中央大学	7月17日	大倉精神文化研究所長	大倉 邦彦	中央大学の歴史＞デジタルアーカイブズ＞戦時の学生と中央大学－中央大学に残るアジア太平洋戦争期の史料－＞精神主義、国威高揚＞（ https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/da20134301a0001_20134301a0002_01.pdf ?1726547245600、令和6年10月12日閲覧）
	同志社高等商業学校	7月18日	住友本社調査役経済学博士	目崎 憲司	『同志社新報』第72号（昭和17年9月20日、5面）
一八 年	拓殖大学	2月3日	（未記載）	大倉 邦彦	『拓殖大学百年史 資料編四』（学校法人拓殖大学、平成23年補訂発行、547～549頁）
	高松高等商業学校	10月11日	（未記載）	大倉 邦彦	大倉精神文化研究所附属図書館所蔵『発信写 昭和十八年度』（沿革史料登録番号5893-132）
	新居浜高等工業学校	10月12日	（未記載）	大倉 邦彦	大倉精神文化研究所附属図書館所蔵『発信写 昭和十八年度』（沿革史料登録番号5893-139）

例が掲載されている。【表1】はこれら『実業教育』の「文部彙報」欄に掲載された実施事例に加え、大学アーカイブズ（各学園が設置する資料館、史料館、文書館、大学史編纂室など）等における調査でこれまで筆者が確認してきた産業報国精神特別講義の昭和一五（一九四〇）年における実施事例を一覧にしたものである。昭和一五年には私立学校も含め少なくとも四〇校の大学・実業専門学校で実施されていた。

昭和一六年以降の実施状況については『実業教育』の「文部彙報」欄にも掲載は無く、大学アーカイブズや大学図書館が所蔵する大学文書（文部当局との往復文書、教務・庶務関係書類の簿冊、週報・月報・学報等の学内報、教務日誌・庶務日誌等の日誌類など）や学生新聞、担当した講師の日記などを丹念に調べて実施事例を収集するしかない。参考までに現時点で筆者が確認している実施事例の一部を【表2】として掲げる。産業報国精神特別講義は少なくとも昭和一八年一〇月まで実施されていた。

なお、産業報国精神特別講義の実施は当局による一方的な強制と言えるものではなかったようである。東京帝大は文部次官からの昭和一七年六月一日付け発実四六号通牒「産業報国精神特別講義ニ関スル件」に対し、「本学ハ関係学部ニ於テ産業ニ関係ヲ有スル部門ノ講義ニ当リ学生生徒ニ対シ之ガ報国精神ノ趣旨徹底ヲ期シ居リ候ニ付学年短縮ノ折柄別段標記特

別講義ヲ実施スル意向無之候條右御了承相成度候」(傍線部は右に書き入れ)と回答しており、実施を見送ったものと見られる。

二 忘却・無視されてきた産業報国精神特別講義

(一) 文部当局発行の年史刊行物

産業報国精神特別講義は学生・生徒に対し産業報国精神を徹底させるという趣旨で、文部省が予算措置を講じ、大・学・実業専門学校に通牒を発して昭和一五(一九四〇)年から少なくとも数年にわたり実施を要請した官製講義であるという点を踏まえれば文部当局発行の年史刊行物に記述があっても不思議ではない。

文部省及びその後身の文部科学省は戦後になってから『学制八十年史』(昭和二九年)、『学制九十年史』(同三九年)、『学制百年史』(同四七年)、『学制百二十年史』(平成四年)、『学制百五十年史』(令和四年)と五度にわたり年史を発行してきたが、日本諸学振興委員会による官製学会や日本文化講義など戦時期の教学刷新事業に関して比較的詳しく記述している『学制八十年史』においても産業報国精神特別講義は言及されていない。

教育全般ではなく実業教育(産業教育)の歴史に焦点を当てた文部省『産業教育七十年史』(昭和三十一年)はわが国産業教育の七〇年間を明治前期時代、明治後期時代、大正時代、昭和初期時代、戦時下時代、新教育時代の「六つの時代に分け、産業教育制度および行政を中心にして、これを客観的に記述していくことにした」⁷⁾ものであるが、第五章「戦時体制下における産業教育」では昭和一三年四月の国家総動員法公布や同年七月の産業報国聯盟発足については触れているものの産業報国精神特別講義への言及は全く無く、年表にも記載は見られない。その後刊行された

『産業教育八十年史』（昭和四一年）、『産業教育九十年史』（同四九年）、『産業教育百年史』（同六一年）でも産業報国精神特別講義は記述されていない。

『東京朝日新聞』や『読売新聞』、『東京日日新聞』で報道されるなど、当時の主要な一般紙から一定の注目を受け、開始年となる昭和一五年のみの実施とはならず少なくとも昭和一八年一〇月まで実施された科外講義でありながら、文部当局発行の年史刊行物に産業報国精神特別講義の記述を確認することはできない。この思想善導講義は実施主体であった当の文部当局からも戦後は忘却・無視された存在となっていた。

（二）日本の教育史・近現代史に関する研究文献

次に日本の教育史、近現代史に関する研究文献を見てみよう。国立教育研究所（現・国立教育政策研究所）を中心に八〇名を超える研究者が参画した国立教育研究所編『日本近代教育百年史』全一〇巻（昭和四八～四九年）はいずれの巻も一〇〇〇頁を超えており、日本の教育に関する浩瀚な通史書である。

まず『日本近代教育百年史 第一巻 教育政策』の第一編「教育政策」第四章「国家総動員体制下の教育政策」（執筆者は安川寿之輔）では学問・教育・思想の自由に対する抑圧や日本精神の強調による日本の教学の構築に焦点を当て、国民精神文化研究所の活動や『国体の本義』の編纂、日本文化講義の実施など教学刷新事業に言及し、教学刷新評議会や教育審議会を軸に展開された国家総動員体制下での教育政策を詳論している。昭和一五（一九四〇）年十一月の大日本産業報国会の結成には触れているもの⁹の、産業報国の精神運動を教育の現場で展開したとも言える産業報国精神特別講義については全く触れていない。

同書第二編「教育行政」のⅠ「中央・地方教育行政制度の史的展開」第四章「戦時教育行政の展開」（執筆者は石

田加都雄）では昭和六年九月の満州事変勃発から昭和二〇年八月の終戦までの期間に展開された思想対策や国民精神昂揚の運動、教育制度改革などに焦点を当てて教育行政を考察対象としている。しかし、ここでも産業報国精神特別講義への言及は全く見られない。

『日本近代教育百年史 第五卷 学校教育 3』の第七編「戦時期」第三章「高等教育」（執筆者は寺崎昌男、二見剛司、麻生誠、天野郁夫）では戦時体制下の大学教育や専門学校教育に紙幅が割かれている。昭和一二年に発足した教育審議会における高等教育改革論議が取り上げられ、「実業専門学校においては「特ニ経済産業ノ国家的意義ヲ明ラカニシ産業ヲ通シテ国ニ報ユルノ精神ニ徹セシムルコト」と、産業報国の精神が強調された¹⁰」ことを述べつつも、その産業報国精神を学生・生徒に徹底させる趣旨で産業報国精神特別講義が実施されたことについては触れていない。

日本近代教育の中の産業教育に照射した『日本近代教育百年史 第十卷 産業教育 2』では第一編「総説」第五章「戦時体制の進行と産業教育」（執筆者は原正敏）が戦時期の産業教育を取り上げている。本稿三（二）で述べる実業教育振興委員会に関する記述はあるものの産業報国精神特別講義には言及していない。なお、第三編「商業教育」第五章「戦時体制の進行と商業教育」（執筆者は入江宏）では「産業報国運動と日本商人道の提唱」が立項されており、次のような記述がある¹¹。

戦局の拡大に対応する労資関係調整方策として提唱された産業報国会の運動は、超国家主義的な「産業報国」の精神と、労資対立を否定する「事業一家」のイデオロギーを強調したので、労働運動の根絶と軍需産業の増強をはかる政府の側面的援助を得、一九三八年七月には産業報国連盟が設立され、四〇年十一月には全国連合体として大日本産業報国会が結成された。さらに四二年には大政翼賛会の指導下に入り、これと並行して組織内部では軍隊的部隊組織化が進められた。

当時の社会政策学会の中には服部英太郎のように戦時社会政策を展開する上で産業報国会に期待する学者も一定数いたことや、戦時下の産業報国会が戦後の労資協調的な労働組合に連続すると考える大河内一男のような見解もあることを踏まえれば、産業報国運動に対するこの評価は一方的である。ただ、入江の記述には産業報国運動と密接なつながりのある産業報国精神特別講義が戦時期の高等商業学校で実施されたという事実は一切登場しない。

教育史の研究者である久保義三の一〇〇〇頁を超える大著『新版 昭和教育史』（平成一八年）では第八章「文部省教学局のファッショ的役割と機能」、第九章「戦争と教育の崩壊」を中心に戦時期の高等教育機関における教育・研究が考察対象になっているが、産業報国精神特別講義への言及は見られない。

また日本近現代史の研究者である萩野富士夫の『戦前文部省の治安機能』（平成一九年）ではその副題が示す通り「思想統制」から「教学錬成」への展開過程が具体的な記述を以て詳細に論述されているが、学生・生徒に対し産業報国精神を徹底させることを意図した点で「思想統制」の範疇に入ってくる産業報国精神特別講義については全く触れられていない。

一方、産業報国運動や産業報国会、産業報国体制に関する研究は今日までそれなりに蓄積されてきた。¹² 協調会、革新官僚、労働組合、産業界など産業報国運動に関わる主体は様々であり、経済史、政治史、生活史など考察のための視点・接近法も様々であるが、産業報国精神特別講義にまで説き及んでいる研究文献は管見の限り現在まで確認できていない。神田文人編『資料 日本現代史 7』（昭和五六年）は産業報国運動に関する一九七点の資料を収録した資料集であるが、産業報国精神特別講義に関する資料は収録されていない。また、産業報国運動に関して精力的に研究を行った桜林誠が作成した「産業報国運動関係資料目録」（『上智大学論集』第一七卷第一・二号、昭和四六年）や現代史研究会が昭和五二年三月に出した『産業報国運動資料目録』でも産業報国精神特別講義への言及は全く無い。

筆者がこれまで目にした諸文献の中で産業報国精神特別講義に論及していた文献としては『名古屋大学五十年史 部局史一』（平成元年）が挙げられる。名古屋高等商業学校における日本文化講義に触れた箇所に次の記述がある¹³（執筆者は永井義雄）。

同じ昭和十七年、「産業報告^{（マ）}〔国〕精神特別講義」が実施された。「現下ノ情勢ニ鑑ミ将来産業界ノ指導者タルベキ学生生徒ニ対シ産業報国ノ精神ヲ徹底セシムルハ刻下喫緊ノ要務ナルヲ以テ」（文部次官、六月一日）これを実施せよというものである。これは、しかしこの年度のみで終わり、二度と行われなかった。

この記述は次の点で正確さに欠けており、疑問を抱かざるを得ない。本稿一（二）で見た通り昭和一八年に産業報国精神特別講義を実施した実業専門学校はあった。名古屋高商で昭和一八年以降に実施されなかったと断言できる根拠が同書には全く示されていない。また、本稿五（二）で述べるように産業報国精神特別講義は昭和一五年に名古屋高商で少なくとも一度実施されており、そのことに触れずあるいはそのことを調べないまま、昭和一七年度の実施であったかのような書き方をするのは誤解を与えかねず、史実に基づく正確な記述が求められる大学の年史刊行物として如何なるものであろうか。

以上見てきた通り日本の教育史や近現代史に関する研究文献で産業報国精神特別講義に言及しているものは寡聞にして知らず、大学の年史刊行物でもこの講義については時に正確さを欠いた記述がなされているのが現状である。

（三）忘却・無視されてきた理由

産業報国精神特別講義はなぜ忘却あるいは無視されてきたのであろうか。『産業教育七十年史』では農業教育、工業教育、商業教育といった個々の分野に分けた記述が多く、実業専門学校全体が対象となる産業報国精神特別講義が

実施された事実を見落としてしまった可能性はある。しかし、国民精神総動員運動、国家総動員体制に与した施策である産業報国精神特別講義の実施を戦時期における特殊な短期的施策として意図的に無視し、思想教育や精神教育を実施したという事実の記述はできるだけ回避したいという文部当局の意向が働いた可能性も否定できないであろう。

戦時期の思想・教育統制、教学刷新事業を主導したのは学生部から拡張する形で昭和九（一九三四）年六月に文部省内に設置された思想局、更に独立の外局として昭和一二（一九三七）年七月に設置された教学局である。教学局はその名前の通り教学全般を掌管する組織として思想・教育統制、教学刷新事業の中心的担い手であった。そのせいか、戦時期の思想・教育統制や教学刷新に関しては教学局中心に記述される傾向があり、『学制八十年史』、『日本近代教育百年史』、久保『新版 昭和教育史』、荻野『戦前文部省の治安機能』のいずれもが戦時期の教育施策に関しては学生部・思想局・教学局を中心に記述している。実業学務局主管の思想善導講義であった産業報国精神特別講義の記述が欠落している原因は戦時期の教育施策に関する歴史的回顧・研究が学生部・思想局・教学局の施策に偏ってしまう点にある。

他方で産業報国運動に関する研究は産業報国会の機能あるいは産業報国会の個別事例に焦点を当てて戦時期の労資関係を考察する研究や産業報国運動が戦時期の経済、労働、生活にどのような影響を与えたかを歴史的に考察する研究が多く、学校教育や教育史の視点からの考察は入りにくいものと見られる。産業報国運動の研究者が、昭和一五（一九四〇）一八（一九四三）年に産業報国精神特別講義が大学・実業専門学校で実施されたという事実を仮に把握したとしても、自らの関心の外に置かれてしまう可能性がある。更に言えばそもそも教育史の分野においてでさえ取り上げられることがない産業報国精神特別講義について全く認識していない産業報国運動の研究者が多数いても、それは不思議ではない。

前述した桜林誠「産業報国運動関係資料目録」や『産業報国運動資料目録』には産業報国聯盟発行の『産業報国講演集』（昭和一五年）が関係資料の一つとして記載されている。『産業報国講演集』は其の一から其の七まで発行され

たが、そのうち其の二（河原田稼吉述『産業報国運動の目標』）、其の三（村田省藏述『職場も戦場』）、其の四（中根貞彦述『新時代の産業指導者に寄す』）、其の六（津田信吾述『青年学徒に告ぐ』）の四点はいずれも産業報国精神特別講義の講義録であった。其の六は「はしがき」で「本書は昭和十五年二月二十日大阪帝国大学工学部に於ける文部省委嘱の産業報国特別講義に於て同大学学生の為津田社長の講演せられたものであります」と若干正確さに欠く記述ながらも産業報国精神特別講義の講義録であることに言及しているが、他は大学あるいは高商における講義としか書かれていない。『産業報国講演集』は産業報国運動の中央機関であった産業報国聯盟が発行したということもあり、産業報国運動の研究者の間では、産業報国運動の関係資料として認識されてはいる。しかし、産業報国運動が工場や鉱山などの事業場で展開され、これに関する講習会・講演会が産業報国聯盟主催で開催されている中、なぜ大学や高商で産業報国に関する講演が行われていたのかという問題意識にまではつながらなかったものと見られる。

仮に産業報国運動について研究するに当たり産業、労働、政府の三者の動向を追うことになった場合、この運動を主導した政府の主管庁は内務省・厚生省であり、両省の施策を中心に分析するのは当然にしても、産業報国運動に文部省が関与したということにまでは思い至らないということもあるだろう。

産業報国精神特別講義が戦後、文部当局発行の年史刊行物や日本の教育史・近現代史に関する研究文献で今日までいわば忘却・無視されてきたのは、以上のような理由が考えられる。

三 産業報国精神特別講義実施の背景と経緯

ここでは産業報国精神特別講義が文部省実業学務局により実施されることになった背景と実施に至るまでの経緯に

ついて見ていきたい。結論から言えば、①戦時体制下での産業報国運動の展開、②文部省による国民精神総動員運動の展開、③精神教育を求める産業界の意向、④実業学校側からの精神教育への期待といった背景があった中で、昭和十四（一九三九）年八月三〇日に産業報国聯盟理事長・河原田稼吉が文部大臣に就任したことを契機に河原田の主導により産業報国精神特別講義が実施されていくことになるという経緯があった。

（一）戦時体制下での産業報国運動の展開

産業報国精神特別講義が実施される背景としてまず自然に想起されるのは同じく「産業報国」という言葉を冠した「産業報国運動」である。産業報国運動とは昭和一二（一九三七）年七月七日の盧溝橋事件により勃発した日中戦争以降、国民精神総動員体制が敷かれる中、戦時体制を確立していく上で労資一体となった産業報国会を各事業所ごとに組織し、産業界と労働界の組織的一元化を図ることにより生産力の拡充を目指していくとする運動である。

この産業報国運動の「産業報国」とはもちろん産業を通じて国に尽くし、国の恩に報いるという意味であるが、そもそもこの言葉はいつ頃から使われ出したのであろうか。特定は困難であるが、昭和九年からと見られる。日本主義労働組合の組織であった日本産業労働倶楽部は昭和一四年一〇月の解散声明書の冒頭で次のように述べている¹⁾。

『労資一体産業報国ノ大旗ヲ掲ゲテ非常時日本ノ全般的行詰リノ打開ニ猛進シ、祖国日本ノ興隆ニ即シテ勤労大衆ノ経済的社会的地位ノ向上ヲ計ルベキ一大国民運動ノ先駆タランコトヲ期ス』

此の宣言こそは、昭和八年五月吾等日本産業労働倶楽部が、其の結成に当つて天下に声明した大精神であり、大信念であつた。

昭和八年六月に結成された日本産業労働倶楽部は結成の頃から産業報国の理念そのものは抱いていた。しかし、そ

の結成声明書に「産業立国を第一義とせるものでなければならぬとの信念を堅持せる労働者の大同団結を目標とする¹⁵⁾」と「産業立国」という言葉は用いていたものの、「産業報国」という言葉は使っていない。日本産業労働倶楽部は「第一回日本労働祭」を企画し、日本労働祭実行委員会を組織したが、昭和九年二月二七日開催の第一回実行委員会で決定された九つの標語の一つが「産業報国の旗の下に」であった。¹⁶⁾同年四月三日に挙行された第一回日本労働祭では「産業報国のため献身的努力を為すべき」と「産業報国」という言葉を用いて決議を行っている。¹⁷⁾また、これに先立つ形で国家社会主義活動家の赤松克麿が昭和九年三月二五日に『日本労働祭の意義』という小冊子を発行し、日本労働祭の宣言文、標語を紹介しつつ自らも「日本労働者は産業報国主義に還れ！」と高唱していた。¹⁸⁾

更に日本産業労働倶楽部の関係者とその同好の士によって組織された産業労働研究会が昭和九年一〇月五日に発行した『日本主義労働運動綱領・行動方針（産業篇）並に解説』に掲げられた綱領の一点目は「我等ハ自己ノ本分ヲ尽シテ公正ナル労資関係ヲ確立シ以テ産業報国ノ実ヲ挙ゲンコトヲ期ス¹⁹⁾」と労資関係に關連付けて「産業報国」を前面に出していた。同年一一月六日に日本産業労働倶楽部が理事会で決定した綱領はこの綱領と同一であった。²⁰⁾

産業報国運動の源流は以上で述べた日本産業労働倶楽部をはじめとする日本主義労働運動にあったが、内務省も昭和一〇年に社会局労働部において労資一体の新指導方針を明確に打ち出した。すなわち同年五月三一日の特高課長会議では、指示事項に「労資関係ノ調整ニ関スル件」が入り、「現下ノ社会情勢ニ鑑ミ労資関係（地主、小作人関係ヲ含ム）ノ改善ヲ図リ労資一体トナリテ産業ノ發達ト労働者ノ福祉トヲ促進セシムベキ方策如何」が諮問事項となった。同日の社会局長官訓示でも「労資ガ真ニ理解ト信頼トニ基キ産業報国ノ実ヲ挙ゲシムルヤウ一層ノ努力」が希望されている。また、同年一〇月二五日に開かれた労働争議調停事務打合会議²²⁾でも「労資関係ノ調整ニ関スル件」、「労資懇談会ニ関スル件」が指示事項に、「現下の社会情勢に鑑み産業協力を促進せしむべき方策如何」が諮問事項になって

いた他、昭和十一年九月の特高警察並外事警察事務打合会議²³でも「事業主及労働者が真ノ理解ト信頼トニ依リ一体トナリテ産業報国ノ実ヲ挙げ得ル様一段ノ努力ヲ希望スル」と労資一体、産業報国を求める社会局長官訓示がなされた。このように「産業報国」という言葉の使用が政府・内務省でも定着していく。

内務省が産業報国の実を挙げるべく動く中で、産業報国運動を推進したのは大正八（一九一九）年一二月に創設された財団法人協調会である。ただ、綱領で「事業主と労働者の協調を図り社会政策的施設の調査と其の実行を促進する²⁴」ことを目的として謳っている協調会は労働運動を主管していた内務省の外郭団体であるというのがその実態であった。産業報国運動は昭和一一―一二年の労働争議の激増、日中戦争勃発による国家総動員体制、内務省内部における革新官僚の台頭を背景に、事実上は政府・内務省主導で加速化していくことになる。

昭和十二年七月に勃発した日中戦争が長引き、労働力の需給調整や戦時下における労働関係の諸問題を解決していくことが喫緊の課題となっている中、協調会は昭和十三年二月二日に①傷痍軍人対策、②銃後の社会施策、③労働力の需給調整、④労働保護政策、⑤労資関係並重要産業労働政策、⑥思想対策を審議するために「時局対策委員会」（委員長は松岡均平）を設立し、第一回委員会を開催した。同委員会は第一、第二の二つの専門委員会を設け、①・②については第一専門委員会（委員長は吉田茂）で、③～⑤については第二専門委員会（委員長は河原田稼吉）で別個に審議することとし、⑥については全体の委員会にかけることを決定した。

この時局対策委員会第二専門委員会は昭和十三年二月一六日から四月二八日まで九回開催され、四月二八日に労資関係調整方策に関する建議が行われた。この「労資関係調整方策」がしばしば産業報国運動の契機とされる。²⁵「労資関係調整方策」は「（甲）労資関係の指導精神の確立」と「（乙）労資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策」の二つから成り、（甲）では労資関係指導精神の骨子として次のように述べられていた。²⁷

産業は、事業者従業員各自の職分によつて結ばれた有機的組織体であり、而も産業究極の使命は、産業の發展によつて国民の厚生を図り、以て、皇国の興隆、人類の文化に貢獻することである。

斯かる使命の達成に當つては両者は正に一体とならねばならぬ。即ち、事業者は経営に関する一切の責に任じて従業員の福祉を図り、従業員は産業の發展に協力し、事業一家家族親和の精神を高揚し、以て、国家奉仕の為に各々自己の職分を全うしなければならぬのである。

すなわち（甲）では労資関係の指導精神として、労資一体、事業一家家族親和の精神がまず説かれている。続いて事業者の経営精神については「産業の国家的使命を体得し、産業報国の精神に基いてその経営に當らねばならぬ」⁽²⁸⁾と、また従業員の勤労精神に関しては「勤労の神聖なることを自覚し、勤労報国の精神に基いて精励努力しなければならぬこと」⁽²⁹⁾が述べられている。

（乙）では労資の意思疎通機関の設置、挙国一致の国民運動としての發展、中央機関の設置など七項目にわたり方策の提起を行っていた。

協調会の『労資関係調整方策』に対しては当局からの指導・介入を警戒し、産業報国運動を単なる精神運動にとどめたいと考える産業界からの批判・抵抗があったものの、協調会はこの方策の具体的実現のための案として昭和三年五月一日に産業報国会案、産業報国聯盟案を発表し、七月一日には貴族院議員・河原田稼吉、厚生省労働局長・成田一郎、協調会常務理事・長岡保太郎、愛国労働農民同志会会長・松岡勇平、協調会常務理事・町田辰次郎、社会大衆党・三輪寿壮、全国産業団体聯合会常務理事・膳桂之助の七名が産業報国聯盟設立準備委員に委嘱された。昭和十三年七月三〇日に産業報国運動の中央機関となる「産業報国聯盟」が発足し、河原田稼吉が理事長に就いた。産業報国聯盟の「綱領」は次のように謳っていた。⁽³¹⁾

一 我等産業人は国体の本義に則り産業の国家的使命を体し全産業人の協力に依り産業報国の実を挙げ以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す

一 我等産業人は産業は資本経営勤労三者の有機的に結合せる一体なる事を確信し事業者は至誠を以て経営指導の任に当り従業員の福祉を図り従業員は忠実に其の職分を尽し労資一体事業一家の実を挙げ以て産業の健全なる発展を期す

厚生省と内務省は昭和一三年八月二四日に両省次官名で地方長官宛てに「労資関係調整方策実施ニ関スル件依命通牒」を発信し、各事業所ごとに産業報国会の設置を勧奨するとともに産業報国会設置を理由とした労働組合の解散を強いることは避けるように通牒した。この通牒で示された「労資関係調整方策要綱」には「労資双方二対シ皇国産業ノ本義タル労資一体産業報国ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト」⁽³⁰⁾との文言がある。産業報国精神の普及・徹底が政府により周知されるに至ったのである。

このようにして産業報国運動が展開していく中、労資一体の円滑な職場運営の土台となる産業報国会が全国の事業所や工場で組織され、産業報国会は昭和一四年三月二〇日現在で九五八団体、組織人員一一〇万人まで増えたものの産業報国聯盟に加盟する団体数は数十と伸び悩んだ。⁽³¹⁾昭和一四年四月二四日に産業報国聯盟は「新活動方針」を決定し、「向後産業報国会の指導に当つては、政府が中心となり聯盟は政府と協力し、一貫せる方針の下に事業を遂行する」⁽³²⁾ことを宣言した。これにより各府県単位に産業報国聯合会が設置されるなど、産業報国運動は中央機関たる産業報国聯盟から政府主導のものに転換していくことになった。厚生省は昭和一四年一月一七日に『産業報国運動要綱』を発表し、産業報国運動の理念を公的に提示するとともに産業報国運動の事業方針の統一を図った。この後、産業報国運動に関しては昭和一五年一月二三日にその新たな中央機関として大日本産業報国会が設立され、それま

で産業報国運動の中心機関であった産業報国聯盟は同年一二月に解散することになる。

文部省実業学務局の主導により「産業報国精神特別講義」が開始されるのは厚生省が『産業報国運動要綱』を発表してから数ヶ月後の昭和十五年二月である。産業報国運動では経営者側には産業報国の精神を、労働者側には勤労報国の精神を普及させることが目的とされていたが、産業報国精神特別講義は将来の経営者、労働者となる学生・生徒に産業報国精神を徹底させるという趣旨であり、その実施の背景には内務省主導の産業報国運動の展開があった。

(二) 文部省による国民精神総動員運動の展開

昭和一二(一九三七)年七月からの日中戦争の勃発を機に国民精神総動員運動が展開されていく中、内務省・厚生省は産業報国運動に注力していったが、文部省も内務省と並び国民精神総動員運動の推進主体であった。ここでは産業報国精神特別講義が実施される背景の一つとして文部省による国民精神総動員運動の展開を辿っていく。

日中戦争による戦時体制下で近衛文麿内閣は昭和十二年八月二四日に「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定した。この要綱では、国民精神総動員の趣旨を「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス⁽⁴⁵⁾」とし、運動の目標として「挙国一致」、「尽忠報国」、「堅忍不拔」を掲げた。文部省はこの国民精神総動員運動の実施機関として情報委員会、内務省とともに計画主務庁に指定された。

文部省発行の『文部時報』は第五九七号(昭和十二年九月二一日)で「国民精神総動員第一特輯」を組み、内閣総理大臣・近衛文麿「時局に処する国民の覚悟」に加え、文部大臣・安井英二「国民精神総動員運動に就いて」、文部政務次官・内ヶ崎作三郎「過去の大戦に処したる吾人の父祖に学べし」、文部参与官・池崎忠孝「国民精神総動員

の意義」、教学局長官・菊池豊三郎「国民精神総動員の本旨達成に就いて」など文部当局幹部による声明を掲載した。「国民精神総動員と実業教育」という声明を出した実業学務局長・小笠原豊光は「今実業学校に於て特に留意すべき二、三の事項を挙げれば、第一に非常時国家経済に対する認識を深め、産業報国の念を一層鞏固ならしむることである」³⁶と述べ、将来産業の第一線に立つべき人物の養成を本来の使命とする実業学校において非常時局における我が国産業経済の本質を正しく認識させることの重要性を説いた。この他に小笠原は、実習・実験を通じ精神訓練を一層徹底させること、地方産業の生産力の維持・増加に参与すること、非常時産業経済の伸展に寄与すべきことを実業学校での留意事項として挙げ、次のように声明を結び産業報国の実を挙げることを訴えた。³⁷

実業学校に於ては非常時局に於ける産業経済の趨向に留意し其の実相を教育内容に反影せしめ以て 皇国精神の昂揚に力むると共に進んで各種産業施設に協力して国力の増進に寄与し、産業報国の実を挙げ時局の打開と国運の伸展に邁進すべきである。

『産業と教育』第四卷第一〇号（昭和十二年一〇月）の「時局彙報」欄には昭和十二年九月九日付けの内閣総理大臣・近衛文麿名の「内閣告諭」、近衛の「時局に処する国民の覚悟」、内務大臣・馬場鑒一の「和協一心の道」、文部大臣・安井英二の「忠誠奉公の道」が掲載されている。近衛と安井のものは『文部時報』第五九七号に掲載された声明と同一の内容である。内務大臣・馬場は生産力の拡充に触れ「労働者諸君も或は又資本家諸君も総て一体となつて生産の能力を一杯に働かせるといふことに、力を致し所謂労資協力、産業報国の実を挙げて戴き度いと存するのであります」³⁸と労資協力、産業報国を訴えた。『産業と教育』は「文部省実業学務局の別働隊」³⁹とされる雑誌であったが、同誌が文部大臣の声明掲載は当然として他省庁である内務省の大臣声明を掲載したのも産業報国を訴えることの重要性を文部省実業学務局が認識した上でのことであつた。

昭和十二年一〇月六日には文部省専門学務局長より直轄学校長、公立大学、高等、専門学校長宛ての発專一三三号通牒「国民精神総動員二関スル件」が発信された。この通牒で注目されるのは次の記述である。⁴⁰⁾

九、実業専門学校及之ニ類スル学校ニアリテハ特ニ左ノ点ニ留意スルコト

(イ) 非常時国家経済ニ関スル認識ヲ深メ産業報国ノ念ヲ一層鞏固ナラシムルコト

この発專一三三号通牒は先に見た実業学務局長・小笠原の声明にあつた文言をそのまま用いており、実業専門学校には実業学務局長より通牒されていた。昭和十二年一〇月段階で既に実業学務局長は「産業報国」という言葉を用い、国民精神総動員運動の一環として実業教育に産業報国の理念を明確に反映させようとしていたのである。

『産業と教育』第五卷第三号（昭和十三年三月）には実業教育の関係者を集めた講演会での実業学務局長・小笠原の講演録「国民精神総動員と実業教育」が掲載されている。実業教育者は時局に鑑み実業教育を通じてどこまでも国家観念を養い、日本民族の使命を認識させることが重要であるという国家総動員運動の主旨を述べているが、この講演でも小笠原は「農業、工業、商業、その他色々の産業の教育を通じて、此の産業報国の一念に燃ゆる所の国民を養成育成して行くのでなければならぬと思ひます⁴¹⁾」と実業教育における産業報国の精神を養成する必要性について言及していた。

昭和十二年七月の盧溝橋事件から満二年の歳月が経過したことを踏まえ、この間、時局に対応して文部省が如何なる施策を行ったかについて『文部時報』は各部局の諸施設（施策）を掲載している。実業学務局の施策を述べたのが宮坂義雄「支那事変に関する文部省の諸施設 実業学務局所管」である。そこでは①生産力拡充に伴う工鉱業技術員の養成、②高等海員の臨時養成と海員教育の革新、③獣医師並に農村工業実務者の養成、④興亜教育の振興、⑤其他時局に関し執りたる措置を列挙しており、⑤の一つとして「国民精神総動員に関する件」を挙げ、その趣旨の達成に

努め、着々実績を挙げているとした上で、昭和一二一年一〇月六日付けの発專一三三号通牒「国民精神総動員二関スル件」を再掲していた点⁽⁴²⁾が注目される。国民精神総動員運動の実施機関であつた文部省にあって実業事務局は生産力拡充を意識し、そのためにも実業教育において産業報国の念を一層鞏固ならしむることを課題として認識していた。

当時の文部省実業事務局の施策に対して影響を及ぼしうる組織の一つに「実業教育振興委員会」があつた。同委員会は大学教育や普通教育よりも不振である実業教育を文字通り振興するために昭和一〇年六月に設置された組織である。昭和一〇年六月一八日の『東京朝日新聞』朝刊（第一七六六〇号）は三面で次のように報じている。

松田文相は実業教育振興のため実業家、学者、教育家、関係各省等から権威者三十名を任命し農業、工業、商業、水産等各方面に亘り中等学校から大学に至る実業教育を再検討し実業界の希望する実地に役立つ実業家の卵の養成を主眼として官制によらざる「実業教育振興委員会設置に関する件」を十八日の定例閣議に付議即日委員を任命することになつたが今月中に第一回委員会を開き委員の初顔合わせを行ふ予定である

実業教育についてはその振興策が教学刷新評議会の設置より五ヶ月早い時期に検討対象になり、産業界の意向を反映させることが意図されていた。この実業教育振興委員会は文部当局から二度にわたり諮問を受け、答申を出している。すなわち昭和一〇年六月の諮問第一号として「我が国産業ノ趨勢ニ鑑ミ実業教育振興ノ方策如何」が、昭和一二一年一一月に諮問第二号として「時局ニ対処スベキ実業教育方策如何」が出された。同委員会は昭和一三年七月二五日に答申を出して役割を終えたことにより廃止され、その事業は実業教育振興中央会に移されることになった。⁽⁴³⁾

諮問第二号への答申では学校教育に関する事項として、①実業学校の全面的増設・拡充、②大学・実業専門学校・中等実業学校における各学科を産業の実情に即して検討し、教科内容等の刷新を行うこと、③大学・実業専門学校の独自の使命に鑑み産業の実際に即する研究を行わせること、④実業学校教員の再教育や待遇改善、⑤大学・実業専門

学校・中等実業学校・青年学校の相互連絡を密接にし上級学校の下級学校への指導力を強化すること、⑥学校と産業との連携を一層緊密にし相互援助することを挙げている。

また、教育行政に関する事項としては①実業教育をして産業振興の国策に順応させるようにし、中央・地方における実業教育行政機構を統制拡充すること、②産業の種別に応じ専任督学官、視学官、視学等の増員を行うとともに、その任用資格を拡張し広く産業に関し識見ある人物を求め、その指導力を充実し実業教育をして適切にその効果を發揮させることを指摘している。この答申には「産業報国」という言葉こそ登場しないものの、総力戦体制に向けた生産力拡充が強く意識されていた。

もう一点、文部省に関係する組織として昭和一二一年一二月に設置された「教育審議会」について見ておこう。教育審議会の昭和一五年九月一九日決議の「高等教育ニ関スル件答申」⁽⁴⁴⁾は次の文言で始まる。

大学及専門学校ノ国家ニ負ヘル教育的、文化的使命ノ極メテ大ナルモノアルハ勿論、未曾有ノ歴史的世局ニ際会シテ其ノ使命倍々重キヲ加フルノ秋ニ当リ、之ガ内容及制度ヲ刷新シ政治、経済、産業、文化等ノ各方面ニ亘リ、夫々ノ立場ニ於テ国家ノ須要ニ応ズル人材ノ育成、學術ノ研究ニ当ラシメ、来ルベキ時代ニ於ケル任務ヲ完ウセシムルハ蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂フベシ

大学に関する要綱として、「皇国ノ道ニ基キテ国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムルヲ以テ目的トナスコト」、専門学校に関する要綱として「皇国ノ道ヲ体シテ専門ノ學術技芸ヲ修メシメ」ること、「国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムル」ことが強調され、実業専門学校については「特ニ経済産業ノ国家的意義ヲ明ラカニシ産業ヲ通シテ国ニ報ユルノ精神ニ徹セシムルコト」と産業報国精神が強調されている⁽⁴⁵⁾。

ただ、『教育審議会総会会議録』⁽⁴⁶⁾を見る限りでは、例えば昭和一三年一月一四日の第三回総会では実業教育の振興

に關して、臨時委員の上原種美から大学と専門学校の區別を撤廢して職業教育を施すべきだというような意見が、また昭和十三年一月二〇日の第四回總會では野村益三から實業教育に關し再教育の施設の樹立が必要だとするような意見が出てゐるが、全体を通し、「産業報國」に關する個別意見は確認できない。

これまで述べてきたことから、昭和十四年一二月に実施が固まる産業報國精神特別講義について実施検討をする文部省内での具体的な動きそのものは確認できない。しかし、文部省が国民精神總動員運動を展開していく中で、實業事務局は實業教育において「産業報國の念を一層鞏固ならしむること」を前面に出しており、大学・實業専門学校における産業報國精神特別講義の実施を生み出す土壤は十分に形成されていたと言ふことができよう。

(三) 精神教育を求める産業界の意向

(二)で述べた實業教育振興委員會は、諮問第二号「時局ニ対処スベキ實業教育方策如何」の答申案を審議作成するために昭和一二(一九三七)年一月に諮問第二号特別委員會を設置し、更に答申案作成上の参考にするために特別委員長・結城豊太郎より全国各方面に對し諮問を發して、広くこれに關する所見を求めていた。それをまとめたのが『時局ニ対処スベキ實業教育方策ニ關スル意見』(昭和十三年)という意見集である。

この意見集の第一部「全国商工会議所關係意見」および第二部「全国産業団体聯合會關係意見」では、大企業工業關係、中小工業關係、大企業商業關係、中小商業關係それぞれに關し技術者や事務担任者あるいは従業者に必要なとされる資質やその養成の方法等について「現在ニ於ケル我國當該學校ニ於ケル教育ニ對スル批判並其ノ改善ノ方策」が問ひの一つに設定されており、その回答が掲載されていた。商工会議所や業界団体、あるいは個別の企業からの回答では實業教育に對して理論偏重、實務輕視、人格教育の欠如などを批判する意見が多い。その中で實業教育における

精神教育の必要性に関する意見が幾つか出ていた。

例えば、神戸商工会議所からは中小商業関係で「基本学科ト併行シテ実務（実用学科）ノ熟練ニ目標ヲ置クト共ニ一層人格教育ニ意ヲ用ヒ勤勞協同ノ精神ヲ涵養セシムルコト」、広島商工会議所からは大企業関係で「日本精神ヲ基調トセル精神教育ヲ加味シ人格ノ陶冶ニ努ムルト共ニ我工業界ノ發展変遷ニ順応シ適當ナル分科ノ分合ヲ行ヒ就中機械、化学、航空機、自動車工学科等ノ拡充ニ努メ学校ノ経営ヲ左ノ如ク改ムルコト」という意見がそれぞれ出されている。なお、各産業部門の代表を対象にした第五部「諮問第二号特別委員長ヨリ直接諮問ニ対スル回答意見」でも共同印刷株式会社々長・大橋光吉は従来の学校教育が知的教育に墮し精神指導を軽視する傾向があることを批判している。⁽⁴⁹⁾

注目されるのは、堺商工会議所が大企業工業関係で出した次の意見である。⁽⁵⁰⁾

事務方面担任者トシテハ人物如何ガ適否ヲ決スルモノニシテ特ニ偏在知識並ニ素質ヲ必要トセス男子ニ在リテハ事業ノ進運ニ順応シ進取的素質ヲ有シ常ニ德義ヲ重ンジ責任観^{ツツ}「感」ノ強キ人物ノ養成ニ主眼ヲ置クベク産業報国ノ精神ニ燃エ勤勞ヲ喜ブ実務家ヲ重視スベキト信ズ

また、北海道炭礦汽船株式会社社長・磯村豊太郎は次のように回答している。⁽⁵¹⁾

我国現下難局ノ打開ハ一二皇軍ノ威武ト経済力ノ充実ト二係ルト称スベク経済界ニ課セラレタルコノ重責ヲ完フスルタメニハ経済戦線ニ従事スルモノガ断乎タル日本精神ニ目醒メ滅私奉公ノ精神ト堅忍不拔ノ意志力ニ待ツ外ナシ欧米流ノ個人主義唯物主義ノ觀念ヲ排シ産業報国ノ精神ニ一層徹スル要アリコノ精神ノ陶冶ハ長キ学校教育育ニヨラザレバ不可能ナリ。

昭和一三年頃の産業界には当時の実業教育に対する要望として精神教育の必要性を唱える意見が存在し、更には産

業報国精神を備えた卒業生の育成を望む意見があったことが確認できる。実業学務局が産業報国精神特別講義を実施する背景には産業界の意向を汲み取ることもあったものと推測される。

(四) 実業学校側からの精神教育への期待

実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』の第四部には「実業専門学校長意見」が収録されている。そこでは修業年限の延長、実業教育機関の整備拡充、教官の資質向上・待遇改善、実業教育に関する指導機関の拡充など様々な意見が出されている。このうち精神方面に関する意見に注目してみれば、広島高等工業学校長・長俊一が「日本精神、特ニ協調心奉公心ノ涵養並ニ日本国ノ使命宣揚ニ心懸クルコト」、金沢高等工業学校長・青戸信賢が「我国ノ実業教育ハ日本精神ノ涵養ヲ第一義トナスベク、殊ニ重大時局ニ直面シテハ一層其ノ感ヲ深クセザルヲ得ズ⁽⁵³⁾」と回答するなど、実業専門学校長四人中一六人が日本精神あるいは国民精神の涵養・昂揚、国民精神総動員・国家総動員、国体観念の明徴を挙げていた。

また、明治専門学校長・中川維則は「国際情勢、物資特ニ工業資源分布関係、経済、思想問題、其他国家総動員の体制ノ整備強化ニ関心ヲ有セシムル様教育ヲ実施スルコト⁽⁵⁴⁾」と「産業概論」「工業経済」の学課目授業の整備強化を指摘した。徳島高等工業学校長・松本岩太郎は「文化講義其他臨機名士ノ講演ニ依ツテ国体観念ノ明徴ヲ期スルコト⁽⁵⁵⁾」、「国民精神総動員ノ機会ニ応ジテ国家意識ニ燃エ堅忍持久、質実剛健ノ精神ヲ涵養スルコト⁽⁵⁶⁾」と思想の問題として踏み込んでいる。

更に彦根高等商業学校長・矢野貫城は精神方面に關することとして、「国体ニ関スル信念確立シ常ニ国家的見地ニ立チ、公ヲ先ニシ己ヲ後ニシ実業報国ノ念強キ人物ノ養成ニ努ムルコト⁽⁵⁶⁾」という意見を出している。横浜高等商業学

校長・田尻常雄は「時局ニ関スル特別講義及特別講演ヲ屢次開設シ」と時局認識の徹底化を講ずることと答え、高松高等商業学校長・沢田源一は「学生生徒ヲシテ国体ノ本義ニ徹セシメ、国家觀念ヲ熾烈ナラシメ、其基礎ノ上ニ実業ニ従事スルヤウ指導スルコト」と回答した。⁽⁵⁸⁾

このように実業教育における産業報国精神の涵養の必要性そのものを回答した実業専門学校長は皆無であるものの精神方面を重視する校長が全体の四割弱存在しており、昭和一三（一九三八）年頃の実業専門学校においては既に産業報国精神特別講義のような精神方面の教育を受け容れる考えは十分に浸透していたと言える。

昭和一四年五月二六日に開催された実業専門学校長会議では実業事務局所管の諮問事項として提示された「興亜国策ニ即応シ実業専門学校ニ於テ実施スベキ事項如何」に対する答申が実業専門学校長から出された。答申の一つに次の事項が含まれていた点⁽⁵⁹⁾が極めて重要である。

生徒ニ時局認識ヲ徹底セシメ産業報国ノ精神ヲ旺盛ナラシメ自奮自励ヲ促シ質実剛健ノ気魄ヲ涵養シ興亜国策上最モ信頼スベキ指導的人物タラシムル様ニ努ムルコト

産業報国精神を旺盛にする必要性については文部省のみならず実業専門学校側でも昭和一四年五月の段階で認識しており、むしろ産業報国精神特別講義を所望する空気が既に形成されていた。

（五）実施の経緯―文部大臣・河原田稼吉の主導

これまで産業報国精神特別講義が実施されていく背景として産業報国運動の展開について説明し、また、国民精神総動員運動の計画主務庁であった文部省において実業事務局が実業教育における産業報国の念を一層鞏固にしていくことの必要性を認識していたこと、更には産業界や実業専門学校でも実業教育における産業報国精神の必要性が一部

で認識されていたことについて述べてきた。総じて産業報国精神を実業教育の中で徹底していくことを求める社会的風潮やそれを実現させるための教育的環境は整っていたと言える。

しかし、文部省内で産業報国精神特別講義の実現に向け、具体的検討を重ねていた形跡は現時点で確認できていない。施策が一気に実現していく経緯には時に強力な推進者の存在がある。その役割を果たしたのが昭和一四（一九三九）年八月三〇日に発足した阿部信行内閣で文部大臣に就任した産業報国聯盟理事長・河原田稼吉である。

河原田の文部大臣就任を伝える記事等からは就任時に河原田が産業報国の精神を学生・生徒に徹底させるべきであるというような見解を示したことは確認できない。文部大臣就任直後の昭和一四年九月一日に文部省職員一同に對して行った訓示「興亜奉公日に於ける河原田文部大臣訓示」では「早起励行、報恩感謝、大和協力、勤勞奉公、時間嚴守、節約貯蓄、心身鍛練等の国民生活綱要に副ひ、日本精神を如実に公私生活の裡に顯現するやう努めなければならぬ^⑩」と説いているが、大臣自身の思い入れのある施策などへの言及は無い。また、『政界往来』第一〇巻第一〇号（昭和一四年一〇月号）掲載の河原田への取材記事「根本を忘れぬやうに 文部大臣河原田稼吉」には教育現場における産業報国への言及は全く無い。

ただ、昭和一四年十一月一日の「道府県学務課長並に視学官事務打合会に於ける訓示」で河原田は次のように述べており、^⑪実業教育の充実に強い意欲を持っていたものと推測される。

近時実業教育は内外の情勢と産業の飛躍的發展に伴ひ大いに興隆の機運に向ひつつあることは洵に喜ぶべきこととであります。現下の時局は国防の充実産業の發展等益々国家総力の發揮を要望しつつあるのでありまして、此の国家情勢に即応して実業教育の指導奨励を為し有為有能なる人材を養成して産業の振興に寄与すると共に国家経済力の涵養に資することは最も急務とするところであります。

産業報国精神特別講義の実施に向けて動いていた文部大臣・河原田の動静は『読売新聞』が逐次伝えていた。まず同紙は昭和一四年一〇月一七日の夕刊（第二五三二号）の二面で「工業学徒に一週間／＼ぶっ通す報国講座／河原田文相、初の巨弾」との大見出しの下、次のように報じた。

戦時下に踊る殷賑産業に正しき方向を指示するため河原田文相初の仕事として来春四月からエンヂニア学校に産業報国講座を設置する計画が内定した、河原田文相は荒木、石黒コンビになる来年度の文部省予算を目下慎重に検討中でありそのなかでかねて協調会理事時代からの持論である産業報国の理念を殷賑産業の中堅層であるエンヂニアに徹底させ時局と産業の関係を国家的立場から調整するやう高等工業中等工業学校に来春四月から一斉に「産業報国講座」を設けるプランを決定、その予算卅余万円を新たに計上して数日前大蔵省に提出、折衝を行つてゐる、そのプランによると労資問題に精通してゐる各大学教授、民間の権威を動員して全国高工、中等工業学校に派遣し同上級生に対し産業の国家的意義、労資関係の調整等の諸問題について一週間の連続講義を行ひ卒業後殷賑産業の内部にあつて不当利潤、労資対立の防止の指導者たらしめようといふのであるがこの連続講義は必須科目となる筈である（傍点は引用者）

本稿一（一）で見た通り昭和一五年二月から開始された産業報国精神特別講義は大学と実業専門専門学校が対象の一日だけで完結する講義であつたが、この記事では高等工業学校のみならず中等工業学校も対象であり、講座が設定されている期間も一週間となっている。『読売新聞』以外の新聞での報道を確認しておらず、またこれに関する文部省の資料も確認できていないため、この記事の信憑性については不明であるが、この記事では、産業報国の理念を殷賑産業の中堅層であるエンヂニアに徹底させ時局と産業の関係を国家的立場から調整することが河原田の持論であると報じられている点が注目される。

続いて『読売新聞』は昭和一四年一月八日の朝刊（第二二五五三号）の七面で文部大臣と帝国大学総長との懇談会（昭和一四年一月一〇日）について事前報道し、「懇談をとげたのち特にかねての持論である産業報国の理想にもとづき各大学が時代の寵児たる理工科学生に対し卒業前に時局産業の国家的意義とその内部におけるエンヂニアの指導的役割につき特別の講義をすることを要望、大学側の善処方を懇談する筈である」と理工科学生を対象に産業報国の理想に基づく講義を卒業前に実施することが河原田の持論である旨を述べて記事を結んでいる。

帝国大学総長との懇談会翌日の昭和一四年一月一日に発行された『読売新聞』朝刊（第二二五五六号）では産業報国講座についての言及は全く無かったが、翌一月一二日の朝刊（第二二五五七号）の七面には「報国特別講義／帝大生へ感恩精神の鼓吹」という見出しで次のような記事が掲載された。

河原田文相が十日九帝大総長との初の懇談会席上最近の学生が作法や感恩の精神を閑却してゐる傾向を指摘したことは各総長の共鳴を得たが、同懇談会の閉会後各総長と関口専門学務局長との間に協議をとげた結果とり敢ず来春果立つ理工学部学生に対し感恩精神の涵養のため産業報国の特別講義を行ふことになった

文部省で労資問題や産業界の権威から講師を嘱託して各大学に派遣、卒業期の理工学部学生に講義し国民一体となり皇国報恩の精神に燃えて興亜大業に邁進する気風を養はせようといふのであるが講師派遣は来春の三学期となる模様である

この記事の内容は昭和一四年一〇月一七日の夕刊とは異なり、昭和一五年二月に実施された産業報国精神特別講義に近いものとなっている。更にこれの続報として『読売新聞』は昭和一四年一月二二日の夕刊（第二二五六七号）の二面で次のように伝えている。

河原田文相の初の仕事として殷賑産業の余沢に踊る若きエンヂニアの卵に時局産業の国家的意義とエンヂニア

の指導的役割を課し労資一体の報国運動を起すため各帝大の理工学部、高工、中等工業学校に来春新に産業報国講座を設けることに内定、予算卅余万円を計上したことは産業界方面にも好感をもつて迎へられたが

河原田文相は新講座の具体案を練るため廿一日正午から文相官邸へ全産聯の膳桂之助氏、町田産業報国聯盟理事、文部省から大村次官、関口専門学務局長、岩松実業学務局長等の会合を求め講師選定、講義内容その他具体的事項につき意見の交換をとげ本年度プランとしてはとり敢ず来春早々文部省で講師を選定し各関係学校に派遣することになった

この記事では帝大の理工学部、高等工業学校、中等工業学校が産業報国講座の実施対象として報じられていたが、産業報国精神特別講義の実施に向けこの頃に文部省内で構想が固まったことを示唆する資料が大倉精神文化研究所に所蔵されている。産業報国聯盟会長・水野鍊太郎が大倉精神文化研究所長・大倉邦彦に宛てた次の書簡である。

昭和十四年十一月二十五日

産業報国聯盟会長 水野鍊太郎

大倉邦彦殿

拝啓 時下彌々御清祥の段奉慶賀候

陳者産業報国運動も以御蔭着々進展しつゝ、あるは邦家の為誠に御同慶に不堪候就ては今回産業報国精神を一層普及徹底せしむる為文部省に於ては明年一月下旬より二月中旬にかけて全国の各大学並実業専門学校学生に対し産業報国精神特別講義を実施致すことに相成本聯盟に右講師幹旋方依頼有之候就ては御繁忙中恐縮には候得共斯道達成に御援助の思召を以て講師御承諾賜度 尚学校名等講義に関する詳細に関しては文部省と打合せの上改めて御願可申上候間不取敢御内諾被下度此段得貴意候

敬 白

追而御承諾の上は同封葉書返折御一報賜度願上候

この書簡からは、遅くとも昭和一四年一月二五日の段階で既に産業報国に関する講義の名称が「産業報国精神特別講義」になっていたこと、また実施対象は大学と実業専門学校になっていたことがうかがえる。産業報国精神特別講義に関する『読売新聞』の一連の報道は昭和一四年一月六日の夕刊（第二二八八一号）で終息する。同紙は二面で「文相も自ら教壇へ／吹き込む産業報国熱／各方面の講師廿九氏きまる」との見出しを掲げ、次のように報道した。

河原田文相の初仕事として大学、高専に設けられることになった産業報国講座について最後の打合せが五日正午から文相官邸で行はれた、その席上河原田文相が自ら一講師として出馬する意志を表明し各方面のお歴々廿九氏が講師に委嘱された旨発表された

文部省側から河原田文相〔一〕大村次官、小林教学局長官、関口専門学務局長、岩松実業学務局長、学校側から平賀東大総長〔二〕丹羽同工学部長、中村東京工大学長、上田東京商大学長、小泉藤原工大学長、山本早大理工学部長、富山横浜高工校長、田尻横浜高商校長、実業界側からは大日本製糖社長藤山愛一郎、日本製鉄社長瀧澤正雄、実業教育中央振興会理事長菊池豊三郎、産業報国聯盟常務理事町田辰次郎氏ら十余名

河原田文相から産業報国講座の実施プランとそれについての実業界の援助を感謝する挨拶があり、ついで町田産業報国聯盟理事が産業報国運動の現状を説明

午餐を共にしながら意見を交換し一時過ぎ閉会した

文部省の実施プランによると明春一月中旬から二月中旬までの約一ヶ月間にわたり官公私立大学工学部、農学部、経済学部、理学部、高工、高商に講師を派遣一日一時間乃至二時間の特別講義を行ひ講師を囲む座談会を催

して産業報国思想をふき込み明春四月からは大蔵省の承認を得た予算八万円で本格的な講座を設けることになつてゐる

この記事で報じられている産業報国精神特別講義に関する昭和一四年一二月五日の会合については、文部省作成の公文書に相当する資料が大倉精神文化研究所に残されていた。文部大臣・河原田が大倉洋紙店社長でもあった大倉に宛てた次の書簡^③がそれである。産業報国精神特別講義について産業界側からの意見聴取、懇談が企図されていた。

謹啓 時下愈々御清栄之段奉賀候

陳者我が国内外ノ情勢ニ鑑ミ国力ノ充実特ニ生産力ノ拡充ニ邁進スベキ秋ニ当リ将来産業界ノ指導者タルベキ学生生徒ニ対シ産業報国ノ精神ヲ徹底セシムルハ刻下喫緊ノ要務ト存ジ今般大学並専門学校ニ対シ産業報国精神特別講義ノ実施ヲ図リ度目下計画中ニ有之候就テハ右ニ関シ篤ト御高見拝聴ノ上種々御懇談申上度ニ付御繁忙中洵ニ乍御迷惑左記日時ニ御来駕賜リ度此段及御依頼候

敬 具

十二月一日

文部大臣 河原田稼吉

大倉邦彦殿

記

一、日時 十二月五日（火）正午

一、場所 麹町区永田町文部大臣官舎

追テ当日粗飯用意致置候ニツキ御含置被下度

尚御出席ノ有無ヲ御回報被成下度候

この書簡については二行目の「我が国内外ノ」から三行目の「喫緊ノ要務」までの文言が本稿一（二）で見た文部省の次官通牒発実七号「産業報国精神特別講義に関する件」とほぼ同じである点も注目される。昭和一四年一月末時点で文部省内では産業報国精神特別講義の実施案がほぼ固まったのではないかと推察される。

以上、『読売新聞』の一連の記事からは、卒業を控えた理工学系の学生・生徒に対して産業報国の理想に基づいた講義を受講させる必要があるという持論を有する産業報国聯盟理事長の河原田稼吉が文部大臣に就任し、産業報国精神特別講義の実施に向け強い意欲を持っていたことがうかがえる。その意欲は自らも講師を引き受けた点にも現れていた。国民精神総動員運動の一環として実業教育における産業報国の念を一層鞏固なものにするという文部省実業学務局の方針に加え、産業界や実業専門学校側にも産業報国の精神を学生・生徒にという要望があった中、産業報国精神特別講義が実施されることになったのは文部大臣に就いた河原田の意向が強く反映したためであった。そこで項を改め、産業報国精神特別講義の生みの親とも言うべき河原田に焦点を当ててみたい。

四 産業報国精神特別講義の生みの親たる河原田稼吉

（一）河原田の略歴と著作

①官僚・政治家としての道

河原田稼吉に関する先行研究はさほど多くなく、管見の限り河原田の名前が題目に入っている研究論文は堀口良一「河原田稼吉と蒲生俊文の「産業福利の精神」について」（『近畿大学法学』第五六巻第一号、平成二〇年六月）のみである。この論文は河原田と蒲生俊文の同名論文「産業福利の精神」の実質的な著者が蒲生であることを論証したも

のであり、河原田の思想や活動についての論及は産業福利運動に関するものに限られ、産業報国運動については一切触れていない。

河原田の略歴は『日本近現代人物履歴事典』（平成一四年）に簡潔にまとめられている⁶⁴。それによれば、河原田は明治一九（一八八六）年一月に鶴岡藩士・奥村就有三男として生まれ、近衛家家令・河原田盛美の養子となった。一高を経て明治四二年七月に東京帝国大学法科大学政治学科を卒業、同年八月に内務省事務取扱嘱託となり、同年一月に文官高等試験に合格、以後、内務官僚としての道を進んでいく。大正二（一九一三）年一月に内務書記官・警保局警務課長、大正四年七月熊本県警察部長、大正五年四月長崎県警察部長、大正六年八月警保局保安課長、大正九年三月警保局事務官兼内務書記官、同年一二月警保局警務課長と河原田は警察畑を歩んでいる。大正一一年一二月社会局第一部長、大正一五年四月社会局労働部長等を経て昭和六（一九三一）年一二月に内務次官に就いた。

河原田は昭和七年五月に内務省を依願免本官になってからは、昭和一〇年一〇月一二年二月に協調会常務理事を、昭和一二年二月一六月に林銑十郎内閣で内務大臣をそれぞれ務め、昭和一三年一月から貴族院議員に就いた（昭和二一年五月まで）。その後は前述した通り、昭和一三年七月に発足した産業報国聯盟の理事長に就き、昭和一四年八月三〇日に阿部信行内閣の文部大臣に就任した。阿部内閣退陣により昭和一五年一月一六日に文部大臣を退いて以降は昭和一八年七月一十九年八月に大阪府知事を務めている。

なお、協調会についての研究書である法政大学大原社会問題研究所編 梅田俊英・高橋彦博・横関至著『協調会の研究』（平成一六年）所収の「【人物紹介】協調会幹部のプロフィール」（執筆者は高橋）に河原田は「非常時局」下の協調会を担った人たちの一人として取り上げられており、「戦時体制推進の中軸として活躍した。同時に河原田は昭和研究会に加わり近衛新体制の推進派になるなど、官僚政治家として「労働領域」にかかわる活動領域には多彩な

ものがあつた⁽⁶⁵⁾」と評されている。

戦後は昭和二十二年九月―二十六年八月と公職追放に遭い、その後、昭和二十七年一〇月の第二五回総選挙で福島二区から自由党公認で立候補して当選、衆議院議員となったが在職のまま昭和三〇年一月に没した。主に官僚、政治家としての道を歩む六九年にわたる生涯であつた。

② 社会行政・労働行政に関する著作

河原田は内務官僚、政治家としての道を歩み、研究者であるとは言えないが、自らの行政経験を活かし、幾つかの著作を残している。社会経済体系第一巻として日本評論社から刊行された『社会行政』（大正一五年）は三四頁の小冊子である。同書で河原田は社会行政の定義を狭義の社会問題すなわち社会上の階級問題解決に関する行政として論じている。⁽⁶⁶⁾労働者問題を中心に国家の行政について説明し、社会行政の直接の目的は「労働者の如き社会の弱者階級を保護し、よつて社会上の欠陥を匡正するといふこと⁽⁶⁷⁾」としている。同書は総論、労働者保護行政、労働者の団体的運動、社会保険、その他の行政の五章から成るが、第二章では労働者の保護に関し、法規に基づく強制的方面と国家の指導的方面（福利施設または福利増進施設）が説明されていた。第三章では労働者の団体的運動について労働組合運動と労働争議に関する行政が取り上げられており、第四章は大正一一（一九二二）年に制定された健康保険法を中心にした説明から成る。最後の第五章ではその他の行政として、職業紹介、救貧制度、児童の保護、失業の救済、小作人問題について解説している。

『高等警察法講話』（昭和二年）は成田一郎述「治安警察法」、河原田述「労働争議調停法」、古田正武述「治安維持法」、森山武市郎監修「暴力行為等処罰法」、成田述「行政執行法」を収録した講話集である。河原田の「労働争議調

「⁶⁸⁾停法」は頁数が五一で、第一節「総説」、第二節「労働争議調停法の要旨」、第三節「逐条義解」の三節から構成されている。

総説で河原田は「労働問題とは簡単に云へば労働者と此れを雇用する使用者との間に発生する問題である」と説き起こす。労働問題発生の原因、労働問題の内容、欧米諸国における同盟罷業への対応を説明した上で、河原田は労働争議の紛争について同盟罷業等の非常手段に至らぬよう円満裡に解決したいという希望から我が国でも第五一帝国議会で労働争議調停法が政府から提案され、両院の議決を経て大正一五年四月八日に法律第五七号として公布、同年七月一日より施行となった旨を説明している。第二節では同法の要旨を述べ、第三節で労働争議の意義を説き、続いて調停機関たる調停委員会を開設する行政官庁について説明した上で、労働争議調停法の第一条から二二条及び附則まで逐次解説している。

河原田の主著となるのが内務省社会局労働部長の時に執筆した『労働行政綱要』（昭和二年）である。序も含めれば五三〇頁余りに及ぶ同書は「我労働行政に関する一つの鳥瞰図を提供したいといふ趣旨」⁷⁰⁾から書かれており、内務官僚として労働行政に深く関わった河原田の実務経験・知見の集成とも言うべき書である。労働行政の基礎的観念として河原田は次のように述べる。⁷¹⁾

労働行政は社会政策的基礎に立つとは云ひながら其国の産業状態を考慮して適当に行はれなければならない。

……社会政策と産業助長方策とが円満なる調和を得ることが、行政の實際に於て最も必要とする所であらう。

同書で河原田は国際労働機関、労働組合、労働争議、労働者保護法、産業福利について法文や統計指標、諸外国の事情を交え、また労資双方の意見、学者・言論界の意見も記述しながら詳論している。行政経験に基づく具体的で詳細な記述が展開されている河原田の『労働行政綱要』において労働者保護法に関しても次のように「社会政策」と

「生産政策」の両面を重視している点に特に注意したい。⁽⁷²⁾

工場法等を制定して国家が労資間の雇用関係に干渉することは自由競争の弊害を是正し、依つて弱者の地位に在る労働者を保護すると云ふ社会正義の觀念に基く社会政策的施設として当然のことである外生産政策の見地から見ても亦極めて必要のことである。

また、産業福利施設に關しては労資協調を重視しつつ、「福利施設なるものは社会的正義の要求に基く事業主の義務として為さるべきものであつて且斯の如き信念の下に実行せらるゝ該事業が最もよき労資間の楔と為り其の労資協調を齎らすことを得るものなのである」⁽⁷³⁾、「我国に於ては、労働者福利施設は更に発達すべき余地の多いものであり、国家は工場法等労働者保護法規の施行と共に、広く事業主に福利施設の觀念と知識とを供給することが極めて必要のことであらう」⁽⁷⁴⁾と述べ、事業主の努力を求めている点も注目される。

以上の諸点を踏まえると、内務官僚としての河原田は昭和二年時点で労資協調を重視し、思想的には社会改良主義の立場を採りつつ生産の拡大を重視していたと言ふことができよう。人道的社会政策的立場に立ちつつ産業助長政策を推進することが河原田の頭の中にあつた。戦時期の産業報国体制も含む昭和一二年以降の戦時経済統制はいわゆる「革新官僚」たちによって支えられていたが、河原田も近衛文麿に近い革新官僚の一人であつた。⁽⁷⁵⁾内務官僚時代に社会行政、労働行政に深く関わり、労資協調と生産重視の両方の立場を採つた河原田が労資一体、生産力拡充を前面に出した産業報国運動に与していくのは思想的に見れば自然な流れであつた。

(二) 河原田の産業報国運動論

ここでは河原田が産業報国運動に対してどのように考えていたかを見ていきたい。まず、産業報国運動の母体と

なった協調会の常務理事に河原田は大島辰次郎の後任として昭和一〇（一九三五）年一〇月三日に就いたが、そもそも河原田は協調会の「設立事務にも関係し又大正十一年以来理事でもあったので、本会の事業にも通暁し、又本会の方針についても抱負を持っていた」⁽⁷⁶⁾。

協調会常務理事として河原田が最も注力したのが産業福利協会の協調会への移行である。産業福利協会は工業災害の防止や労働衛生の改善、被用者の福利増進を図りかつ労働法規の円満なる施行を助けるという目的で大正一四（一九二五）年十一月に設立された内務省の外郭団体であった。『財団法人協調会史』（昭和四〇年）によれば協調会が福利運動に進出することになったのは、重大時局に際会しなすべき事業が多い中で、財政的事情から重点主義を採らざるを得ず、産業平和、産業協力を中心とすることになったという事情からである⁽⁷⁷⁾。河原田には労資双方より批判を受けるがちな労資間の紛争調停からむしろ労資双方に歓迎される産業福利運動に重点を移すという意向もあった。

河原田は昭和一二年二月林銑十郎内閣の内務大臣に就き、協調会には理事としてとどまりながらも常務理事は退任した。河原田から後任として推薦され、常務理事に就いたのが町田辰次郎である。町田は内務省出身者ではなく、協調会の職員であった。町田の常務理事就任二ヶ月後には長岡保太郎と蒲生俊文も常務理事に就き、協調会は三人の常務理事による運営体制となるが、本稿三（一）で見た通り「労資一体」論を基本姿勢とし、協調会を母胎として昭和一三年七月に産業報国聯盟が設立されていくこととなった。

産業報国聯盟理事長に就く河原田は産業報国運動について見解を述べていく。『時局月報』昭和一三年八月号に掲載された「産業報国運動の提唱―労資の新体制を如何にすべきか―」は産業報国聯盟発足前に書かれた原稿と見られるが、その中で河原田は「産業報国会」運動は今事変遂行の為の非常時組織と云ふより寧ろ次の時代に於ける産業労働の新形態となるであらう」と述べ、労資一体化の要求は戦時ばかりではなく、「一切の産業が国家目的の下に組

織され遂行され事業主も従業者も国家の目的の実現の為に協力しなければならぬ」として、「労資一体運動は時代の方角であると信じてゐる」⁽⁷⁸⁾と説いている。ただ、河原田は「我々の運動はどこまでも精神運動の建て前をとり、産業労働の新体制を国民に普及徹底することを趣旨としてゐる」⁽⁷⁹⁾とも述べていた。ここには、産業報国運動を「精神運動」にとどめておきたいと考える全国産業団体聯合会をはじめとする産業界側への配慮がにじみ出ている。

朝日新聞社発行『戦時下の国民生活』（昭和十三年九月）に収録された「労資協力の報国 固有の美・家族的融和へ」で河原田は労資の関係を対立の立場を前提として見る西洋流の考え方は根本的に誤っているとし、「わが国固有の思想においては資本家、労働者と立場は異つても斉しく陛下の赤子であり、大家族の一員として相協力することを特色としてゐるのである」⁽⁸⁰⁾と述べ、この主旨を体して設立されたのが協調会であつたと説く。その上で「この非常時局に対する事業主、労働者双方の心構へ如何といへば、これは格別難しいことではなく、日本固有の思想に本」⁽⁸¹⁾「基」づく労資関係本来の姿を強調すればたるのである」⁽⁸²⁾と語り、「産業を盛んにする、その終局の目的は決して個人利得の追及」⁽⁸³⁾「求」ではなく、実に国家の興隆を庶幾してゐるので、この精神さへ確立すれば労資関係一切の係争問題は解消すること、思ふ」⁽⁸⁴⁾としてゐる。最後に河原田は協調会の時局対策委員会について言及し、「この非常時局に當つて完全に日本精神を発揮しての産業報国体制が確立してゐるのを眼の辺り見て長期抗戦いさ、かも憂ふるに足らずの感を強くしたことであつた」⁽⁸⁵⁾と結んでいる。

昭和十三年一〇月二一日に第七回全国産業安全大会（協調会産業福利部）で河原田が行つた特別講演「産業報国運動に就て」⁽⁸⁶⁾では、協調会の時局対策委員会を設置して時局下に於ける労資の調整方策について議論し、労資間の根本精神をどのようにするかについて産業報国聯盟の綱領として集約されたものに落ち着いた過程を説明している。その上で河原田はこの講演で産業報国運動の特質として、①労資の一体、②永久の産業指導精神、③法律の強制によらず

官民一体となって労資一体の考えの普及徹底を図ることを挙げた。

更に河原田は昭和十四年六月二〇日に大阪市事業報国会結成記念式で「産業報国に就て」⁽⁸⁵⁾という演題にて講演を行い、産業報国運動の趣旨について①産業の目的は国家にあること、②事業主も従業員も一体とならねばならないこと（産業上の日本精神、日本主義）、③産業報国はみなが進んでなすべき仕事であること（法律は不要）、④産業報国運動は永久に我が国の官民が一体になって新産業道として行こうというところにあることを指摘している。

このように河原田は産業報国聯盟の「綱領」を踏まえ労資一体の理念を盛んに説き、産業報国聯盟理事長として官民一体となった産業報国運動の展開の必要性を各所で高唱して回った。

（三）産業報国精神特別講義を実施した理由

以上、河原田の略歴や著作、産業報国運動論を見てきた。河原田は内務官僚時代、主として警察畑を歩む中で社会行政に精通し、社会改良主義の立場に立つて労資協調を重視しつつ他方で社会政策と産業助長方策との調和を重視していた。協調会常務理事、内務大臣を経て産業報国聯盟理事長に就いた河原田は、自ら労資一体、官民一体となった産業報国運動の必要性を説き、産業報国運動に深く関与していった。

本稿三（五）で見た通り昭和十四年十一月八日の『読売新聞』朝刊の記事では産業報国の理想に基づき理工科学生に対し卒業前に時局産業の国家的意義とその内部におけるエンジニアの指導的役割について特別の講義を行うことが河原田の持論であるとされていたが、そのことを直接的に裏付ける資料は現時点で確認できていない。ここで注意したいのは『労資関係調整方策』の「（乙）労資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策」である。三（一）で見た通り、昭和十三（一九三八）年二月二日に協調会に設置された時局対策委員会の第二専門委員会は同年三月三〇日に

『労資関係調整方策』を発表し、四月二八日に「労資関係調整方策二関スル建議」として内務省・厚生省に対し提案を行った。この(乙)には「文部当局と協力し、学校教育の中に、本精神の普及を図る方法を講ずること」という方策が含まれていた。産業報国運動に関する研究文献ではほとんど言及されてこなかったが、次の三点が挙げられている。⁽⁸⁷⁾

イ、小学校、中学校の教科書に「産業と国家」及「勤労と国家」の如き章を設け、若き時代から産業報国、勤労報国の精神を涵養すること。

ロ、大学、専門学校の講座に「産業概論」、「労務管理」、「厚生政策」の如きものを設けてこの精神を普及すること。殊に技術系統の学校に於て斯かる方面の教育を施すことは各方面からの要望である。

ハ、会社工場等の労務方面に就職希望の学校卒業生に対しては、適當なる機関に依つて一定の期間産業労働に関する教育を施し、産業経営の指導精神を体得せしむること。

イハのいずれについても文部当局により実行に移された形跡は見られない。ただ、「産業報国精神特別講義」はイの「産業報国、勤労報国の精神を涵養すること」をロの「大学、専門学校の講座」として行うものであった。

問題は時局対策委員会の第二専門委員会における審議過程でこの文部当局との協力方策を誰が発案したかということである。これについては、東京大学社会科学研究所が所蔵する「産業報国運動」に関するマイクロ・フィルム資料のうち第二専門委員会(第二回)資料の「審議概況」⁽⁸⁸⁾および同(第三回)資料の「(参考意見)第二回専門委員会における主な意見」や鵜野久吾『工場鉤山産業報国会設立運営指針』(昭和十三年)に掲載されている第二専門委員会「第四回会議概況」および「第五回会議概要」⁽⁸⁹⁾を見た限りでは、誰の発案であるかを確認できなかった。

しかし、この方策の策定に関与し、取りまとめる立場にあったのは紛れもなく第二専門委員会の委員長であった河

原田自身である。産業報国聯盟理事長に就いたまま昭和一四年八月に文部大臣に就任した河原田の頭の中には『勞資關係調整方策』の「文部当局と協力し、学校教育の中に、本精神の普及を図る方法を講ずること」が残っており、文部省の頂点に立つ文部大臣の立場でこれを実現に導くことを考えたのではないかと推測される。

実際のところ『実業教育』第二巻第一号（昭和一五年一月）に掲載された「皇紀二千六百年の年頭に際して」で河原田は次のように述べている。⁹⁰

今や皇道産業の特色と、その強韌性を愈々長養して、産業進展の途を拓かなければならないのでありまして、それには他日産業の指導者たるべき学生生徒の訓育に完璧を致し、我が国産業をして、永久にこの盤石の基礎に立たしめることを意図しなければなりません。

尚、今日産業報国運動が随所に勃興しつゝあるは、洵に喜ばしき現象でありまして、之が国家総動員運動の有力な一翼として、国家に貢献する所頗る大なるものであることを堅く信ずるものであります。

ここには単に実業教育振興中央会会長並びに文部大臣としての立場だけでなく、協調会時局対策委員会第二専門委員会の委員長として『勞資關係調整方策』を取りまとめ、産業報国聯盟の発足に関与してその理事長に就き、自ら産業報国運動論を展開してきた産業報国聯盟理事長としての河原田の考えが反映していると考えるべきであろう。

河原田は昭和一五年二月八日に早稲田大学で行った産業報国精神特別講義の冒頭で次のように語っている。⁹¹

先日或る会社の大学卒業者の入社試験で『産業報国運動と云ふものはどう云ふものか、産業報国会と云ふものは何か』と云ふ問題を出したそうではありますが、其の際マトモな解答が出来たのは僅か一割位であつたと云ふことであります。又諸君が工場、鉱山、其他の産業關係の事業場に這入られて直ぐ当面する問題は、此の産業報国運動、産業報国会と云ふ問題であります。……現下国運を賭し肇国以来未曾有の難局打開に邁進して居る我國民、

殊に将来の日本を背負つて立たるゝ有為なる青年諸君に對して、此の運動に就いて充分なる認識を持つて頂きたい、此の認識を基礎として諸君に我が大日本帝國を背負つて頂き、我國運の根底を為す産業日本の基礎を確立して頂きたいと云ふ切望から、敢て罷出たるものであります。政府に於ても実社会に出られる諸君に對し、教育上の見地からも此の精神の普及徹底の必要を認め本年より卒業間際の学生諸君に對して講義を開くことになったのであります。

入社試験に関する件はどこまで事実に基づいた話であるか、確認はできていないが、学生・生徒に産業報國運動や産業報國會が十分に認識されておらず、産業報國の精神が浸透していないことを、河原田は産業報國運動の中央機関である産業報國聯盟の理事長として深刻に受け止めていた。その河原田にとって高等教育、実業教育に責任を負う文部大臣への就任は大学生、実業専門学校の生徒に對し産業報國精神を周知徹底させる千載一遇の好機となり、産業報國精神特別講義の実現に向け一氣に動くことになったものと見られる。

(四) 河原田が担当した産業報國精神特別講義

産業報國聯盟理事長のまま文部大臣に就いた河原田の主導により文部省実業学務局が大学・実業専門学校に実施を要請した産業報國精神特別講義の嚆矢は河原田自身によつて放たれることになった。昭和一五（一九四〇）年二月九日の『東京朝日新聞』朝刊（第一九三三四四号）は九面で「発案者・堂々の熱弁／河原田 前文相 早大で初の講義」との見出しの下、講義風景の写真を添えて報道した。この記事でも河原田は産業報國精神特別講義の発案者とされているが、この発案者の講義がどのように受け止められたかを知るためにも以下に記事の全文を引用しておく。

産業報國聯盟理事長河原田稼吉氏が阿部前内閣の文相当時発案した大学、専門学校の産業報國精神特別講義は

いよ／＼今月中に全国百廿校で一斉に行はれるが当の河原田前文相がその第一陣を承つて八日午後三時から早稲田大学の講義に臨んだ

定刻より遅れて午後三時十五分田中総長に導かれて入場する河原田前文相を大隈記念講堂階下二千の座席を殆ど埋め尽した学生が一斉に拍手をもつて歓迎、先づ総長の紹介があつて同廿五分、演壇に進んだ前文相は卓上に風呂敷包を開いて開口劈頭「私は卅五年前早稲田中学に学んだ因縁がある」となか／＼如才がない

かくて卓上の講義案を睨め合わせつつ水一杯ものまず、声も涸れず、御自身発案の上にお手のもの、畑とあつて熱もあり堂々たる長広舌名文句入りで産業報国精神を強調の、ち最後に「物の外に人の大切なことを知ることが将来大を致すの妙諦」と訓辞もつけ加へて熱演一時間十五分、総起立拍手の礼に送られて四時四十分控室に引上げた、河原田さん

中学生には一度しゃべつたことはあるが大学生相手は始めてだつた、出来は？あ、さうかね、声も、あ、さうかね、ハハ、熱心にみんな聴いて呉れたね、ほう試験前？それは／＼議會とはまるで違ふよ、ハハ、

この記事を読む限り早稲田大学における河原田の講義は好評であつたようであるが、肝心の講義内容はほとんど書かれていない。これについては昭和一五年二月一四日の『早稲田大学新聞』（第一六五号）が七面に「河原田氏講演要旨」を次の通り掲載している。

産業報国運動は現在發展途上にあるが既に工場、鉱山に一万二三千の産業報国会が出来、会員は二百数十万人に及んでゐる、従来の経済活動は個人主義を基調とした自由経済で、この自由主義経済は行詰りの状態に達し、幾多の欠陥を暴露し、最近までの産業精神は如何にしてこの弊害を除去するかと云点にあつた、工場法の設定など明に之である、我が国の歴史を四つに分けて一、日清戦役二、日露戦争三、欧州大戦四、目下の事変とすれば、

満州事変以来のこの事変はその内で最も規模と変化の大なるものである、現在我が国を援助してゐる国は皆無であり、わが国の資源たるや石炭なく電力なく、而るに闇相場闇取引の如き個人主義の横行は何たることか、産業は報国精神に基いた国家的見地に立脚して活動せねばならない、労働者資本家に「労働」を売るが如き個人主義はこの際断乎排除し資本家が労働者を国からあづかつた者であると考へるならば労資対立を解決し労働問題等は起らない大正八年八月ベルサイユの媾和会議が行はれたが、当時は共產主義社会主義が世界思潮の主流であつて、大戦後各国が困つたのは労資の対立でアスキス自由内閣でロイドジョージ、ランシマン卿などが労資問題を扱ひドイツの軍国主義に対する民主主義の戦であるといひ、ベルサイユ条約に於て国際労働機関を作つた、之が国際労働事務局である、目的は「社会労働不安の除去」であつて、これが労働組合の興起となり、世界は労資対立、労働争議の深刻なる悩みを味つたのである、わが国においても労資の対立は幾多の社会問題として真摯なる対策が行はれ、種々社会政策が立法化されたのであるが満州事変を契機として生産力拡充の方策が行はれた、即ち物心両面から産業報国の組織強化を意図するのであつて、産業労働体制を確立し、真に労資一体となり、国家に報ぜんとするものである

昭和十五年二月八日に早稲田大学で河原田が行つた産業報国精神特別講義の詳細な講義録は河原田稼吉述『産業報国運動の目標』（産業報国講演集 其の二）として産業報国聯盟より同年六月に刊行された。『早稲田大学新聞』に掲載された講演要旨はこの講義録に照らし合わせた限りでは概ね的確な要旨となつてゐる。講義録によれば河原田は「産業報国運動と云ふのは、一口に申せば、国体の本義に基く皇国の産業道を樹立せんとすること」と述べ、産業報国運動に関し、①産業の目的は国家にあるということ、②資本家、事業経営者、従業員にことごとく体得せしめること、③個人主義・自由主義経済組織の下に起こってくる労資対立を絶対に解消すること、④官民一体となつて日本の国民

性に適応する新産業労働体制を確立すること、④産業人自身の自発的に盛り上がった運動として進行させねばならないこと、の四点をこの運動の趣旨として説いていた。

昭和十五年二月一七日に東京帝大で実施された河原田の産業報国精神特別講義は同年二月一九日の『帝国大学新聞』（第七九九号）が二面で「産業報国講義開く／奉公の民族精神／河原田稼吉氏 労資協調を叫ぶ」との見出しを付けて報じ、「産業報国講義要旨」も掲載されている。その内容は早稲田の講義と大差はなかった。

その後も河原田は昭和十六年一月四日に神戸高等工業学校と神戸商業大学で産業報国精神特別講義を担当した。

神戸高工での講義については昭和十六年二月の『神戸商大新聞』（第一〇号）の二頁に要旨が、神戸商大での講義については昭和十六年一月二六日の『神戸商大新聞』（第一三二号）の二面に記事が出ている。⁽⁹³⁾要旨や記事を見る限り、いずれも前年二月に早稲田大学で行った講義と内容的に重なるところが多いが、神戸高工での講義では産業報国運動の目的として挙げた内容が前年の早稲田での講義とやや異なっている。早稲田の講義で挙げた前述の①③に関しては同じ主旨を述べているものの、神戸高工では早稲田での④に代わり、「創造（クリエイション）の本能を発揮する事」を第四の目的として挙げている。河原田は神戸高工では、これからは創造の精神を持ち来たらすべきであること、日本人に不足している個人性（インデヴィデュアリティ）を磨くことを説いており、高等工業学校での講義であることを意識して内容を変えた可能性がある。

なお、河原田の産業報国精神特別講義について昭和十五年二月一四日の『早稲田大学新聞』は「一時間半に亘る熱弁を揮ひ学生に多大の感銘を与へた」、同年二月一九日の『帝国大学新聞』は「終始熱を帯びた口調で滔々と語り熱心な聴講者一同に多大の感銘を与へた」、昭和十六年二月二六日の『神戸商大新聞』は「約二時間に亘る熱弁は聴講者一同に深き感銘を与へた」といずれも判で押したかの如き同じような表現で河原田の熱弁、聴講者に感銘を与え

たことを伝えている。ただ、これだけでは聴講した学生が河原田の講義を実際のところのように受け止めたかは分らない。昭和一六年一二月の『神戸高工月報』でも「昨今産業報国運動の急務が叫ばれてゐる折柄十一月四日同報国聯盟理事長河原田稼吉氏を迎へてその運動目的について講演を拝聴し同運動の重要性を再認識したのである」と書かれているだけであり、受講した生徒の反応は知ることができない。

五 思想善導講義としての産業報国精神特別講義

(一) 「日本文化講義」の産業版

日本の戦時期を仮に、満州事変が起こった昭和六（一九三一）年から太平洋戦争が終結する昭和二〇年までとした場合、この期間に日本の高等教育機関で実施された思想善導講義については「特別講義」、「日本文化講義」、そして本稿で取り上げている「産業報国精神特別講義」の三講義が代表的なものとして挙げられる。

特別講義は昭和五年度から官立高等学校で始まり、昭和六年度より官立専門学校、官立実業専門学校、高等師範学校、大学予科に実施対象が拡大した。この講義は「生徒ヲシテ広く一般思想問題、社会問題等ニ関シ中正穩健ナル識見ト批判力トラ養ハシメ、又誤ツテ外来思想ニノミ傾注スルコトヲ避ケ、ヨク日本精神ノ本義ニ目醒メシムル目的」で実施された思想善導講義である。

特別講義の後身に当たるのが昭和一一年七月二二日に文部省思想局長が発信した発思八七号通牒により帝国大学や官立大学、高等学校、高等師範学校、専門学校、実業専門学校に対して実施を求めた「日本文化講義」である。日本文化講義は帝国大学、官立大学、官立高等学校などの文部省直轄諸学校だけでなく私立・公立の大学、高等学校、専

門学校も実施を懲漚されていた。発思八七号通牒に記された「日本文化講義実施要綱」には次の通り目的が記されていた。⁹⁶⁾

大学並直轄諸学校ノ学生生徒ニ対シ広く人文ノ各方面ヨリ日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養
及び日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本独自ノ学問、文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シムルタメ權威アル学
者等ニ委嘱シテ日本文化講義ヲ実施セントス

特別講義も日本文化講義も学生・生徒に対して日本精神の発揚に資することを目的とした思想善導講義であつた。

産業報国精神特別講義は本稿一（一）で見た発思七号通牒にある通り「学生生徒に対し産業報国の精神を徹底せしむる」ことを趣旨としていたが、そもそも産業報国運動は国体や日本精神あるいは日本主義と強く結びついたものであつた。以下、このことを確認しておこう。

三（二）で見た通り、「産業報国」という言葉は日本主義労働運動を展開した日本産業労働倶楽部によつて昭和九年に使われていた。三（一）で言及した『産業報国運動要綱』は厚生省労働局劳政課長の北村隆が昭和一四年の夏に執筆したものである。北村はこの『要綱』について「これはご覧になるとつい分右翼がかった文章です、これは時代の所産です。私の要綱の文字を大政翼賛会がずい分使っております⁹⁷⁾」と回顧している。北村が言う通り、『要綱』では確かに随所で国体や日本精神への言及が見られ、産業報国運動が日本主義に基づくものであつたことを認識できる。『産業報国運動要綱』の第一章「概説」では産業報国運動を次のように規定している。⁹⁸⁾

産業報国運動は、国体の本義に基く皇国産業の本質と皇国産業人の真使命とに立脚して産業報国精神を確立し、其の普及徹底を図ると共に、之に即する新産業労働体制を樹立して其の全機能の振興発揚を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一体の組織的国民運動である。

そして、産業報国運動の歴史的必然性として日本精神の昂揚を強調して「産業労働界の根本思想が、国体の本義に基く日本精神に依つて統一せられんとする思想史的必然性があると共に本運動に依り更に之を徹底し、如何なる時局に遭遇するも微動だもせざる恒久的思想体制を樹立せなければならぬのである」⁽⁹⁹⁾と主張した上で、戦時経済体制の整備強化の観点から次のように説いている。⁽¹⁰⁰⁾

全産業関係者は事業の国家的使命と自己の国家的任務に鑑み、人格的に一体となつて相協力し事業の目的發揮に努め国家の興隆、皇運扶翼の道に精進致さねばならないのである。かつての労資間の中心的な問題は賃金、時間の如く国家が直接之に干与して解決するか、又は全産業人の合理的な組織によつて處理しなければならぬ問題である。

第二章「産業報国運動の基礎理論」では、「産業報国運動の指導精神は皇運扶翼の臣民道を経とし、事業一体職分奉公の実践理念を緯とする新産業精神である」⁽¹⁰¹⁾と述べた上で、国体の根本になる御神勅などについて詳述し、産業の在り方について次のように述べる。⁽¹⁰²⁾

全産業人は其の職分の如何を問はず、全力を尽して産業の發展を図り、御寄託に副ひ奉らねばならぬ。事業場は正に皇運扶翼産業報国の実践道場である。一切の資本、経営、技術、労力は産業報国の実践手段である。一切の資本家、経営者、技術家、労務者は皇運扶翼の目的によつて結ばれた人人である。国体を真に反映すれば事業構成員は全員一体 天皇に帰一し奉つて居るのが真の姿でなければならぬ。又融合一体、相結束して分を尽し、全力を傾注しなければ事業並に其の構成員の皇運扶翼の使命は完うされないものである。

このように厚生省労働局が産業報国運動の指針として示した『産業報国運動要綱』では産業報国運動が日本精神の發揚、国体の本義と強く結びつけて説かれており、産業報国運動そのものがいわば思想善導的色彩を帯びた精神運動

であった。産業報国精神特別講義で講師がどのようなことを学生・生徒に伝えたかについては、個別の実施事例に当たり講義内容を検証して精査する必要がある。しかし、本稿で取り上げた河原田も昭和一五年二月の早稲田大学での産業報国精神特別講義では産業報国運動そのものが国体の本義に基づく皇国の産業道を樹立しようとするものであると説いており、産業報国精神特別講義は多かれ少なかれ日本精神や国体と結びついた内容であったと推測される。

実業教育振興中央会は昭和一六年一月に調査委員会を設け高等商業学校の教授要綱について審議し、『高等商業学校標準教授要綱』を同年五月に決定したが、その「高等商業学校標準教授要綱編成要旨」にある「学科日学年配当表編成上特ニ留意セル事項」では「九、特別講義ノ取扱」について次の通り記していた。^(四)

学界、実業界其ノ他各方面ノ講師ニ依リ随時日本文化講義、産業報国精神特別講義其ノ他産業経済ノ實際問題等ニ関シ適切ナル特別講義ヲ行ヒ常ニ教科ノ清新ト實際化ヲ図リ得ルコトトセリ

この記述からは日本文化講義と産業報国精神特別講義が特別講義として同列に扱われ、高等商業学校では産業経済の實際問題を取り扱う講義が求められていたことがわかる。産業報国精神を学生・生徒に徹底させる産業報国精神特別講義もその意図するところは日本精神の昂揚、国体の本義の徹底体得であった。その点で特別講義や日本文化講義と趣旨は同じであり、戦時期のこれら三講義はいわば同根の思想善導講義であったと言える。次の(二)で述べる通り主として産業界からの講師派遣により実施された産業報国精神特別講義はこれに先行する思想善導講義であった「日本文化講義」の産業版とも呼ぶべき講義であり、昭和一五年から大学・実業専門学校では名称の異なる二つの思想善導講義が並行して実施されることになった。

(二) 動員された講師陣

昭和一一(一九三六)年度から実施された日本文化講義では講師選定に資するように文部当局は各校に講師一覧を送付していた。⁽¹⁶⁾すなわち昭和一一年に「日本文化講義講師表」を、昭和一七年に「日本文化講義諸講習会講師一覧(事務参考用)」を送付している。前者は歴史、哲学、教育、国文、芸術、法政、経済に分野分けされた一三六名掲載の講師一覧であり、後者は哲学関係、歴史関係、文学芸術関係、法政関係、経済関係、自然科学、時局関係、その他に分野分けされた三七九名掲載の講師一覧であった。

産業報国精神特別講義が実施される見込みになったことを伝える『東京朝日新聞』や『読売新聞』、『東京日日新聞』は昭和一四年二月六日の夕刊で一斉に講師陣の顔触れを伝えた。これらの新聞で報じられた講師数は二九名、これに自ら講義を担当する旨を表明した文部大臣・河原田稼吉を加えると三〇名になる。

本稿一(一)で見た昭和一五年一月二五日付けの発実七号通牒にはあらかじめ依頼する見込みの講師名が文部省実業事務局により手書きで示されており、実施校側で講師を選ぶ余地は無かったと見られ、講師名簿も添付されてはいなかった。発実七号通牒では「生産力の拡充に邁進すべき秋に当たり」と書かれていた文言が、昭和一五年八月一日付けで文部省より各校に送付された通牒「産業報国精神特別講義ノ件」⁽¹⁶⁾では、「生産力ノ拡充ヲ図リ以テ我が国経済力ノ伸展ヲ期スベキノ秋ニ当リ」に変わるなど、趣旨の表記に若干の変化はあるものの趣旨の内容や講義時間、聴講者に大きな変化はなかった。最も変化があったのは講師についてである。すなわち八月一〇日付け通牒では講師に關して「希望講師(別紙名簿参照)／為念第一希望以下数人ヲ示スコト／別紙名簿以外ニテモ特ニ希望ノ講師アラバ氏名、職名、勤務先、住所等ナルベク詳細ニ示サレタシ」と記されており、希望する講師を名簿から選択する形に変更され、更には名簿記載以外の講師を希望することも可能であった。この別紙名簿には昭和一四年二月六日の新聞

報道より一〇名多い四〇名の講師が記載されていた。

因みに名古屋高等商業学校は八月一六日発送の文書案「産業報国精神特別講義之件」で文部省実業字務局に対し希望講師を次の通り提示している⁽¹⁸⁾。

第一希望 日本製鉄会長 平生釧三郎氏

第二希望 鐘淵紡績社長 津田信吾氏

第三希望 王子製紙会長 藤原銀次郎氏

第四希望 大倉洋紙社長 大倉邦彦氏

第五希望 三菱重工業会長 斯波孝四郎氏

第六希望 安川電機社長 安川第五郎氏

名古屋高商宛てに発信された文部次官・菊池豊三郎名の昭和一五年一〇月一五日付け発実四一号通牒「産業報国特別〔精神〕講義ニ関スル件」⁽¹⁹⁾では講師として大倉邦彦の名前が記載されており、名古屋高商側が第四希望で提示した大倉を文部省実業字務局が選定したことを確認できる。同校での大倉の講義は同年一〇月二一日に実施された。

昭和一七年六月一日付けで文部次官が発信した発実四六号通牒「産業報国精神特別講義ニ関スル件」⁽²⁰⁾は趣旨については昭和一五年八月一〇日付け通牒と変わらないが、講義時間は約三時間となった。別紙として手書きの講師名簿が添付されており、三九名の講師が記載されていた。

次頁の【表3】は昭和一四年一二月六日の新聞報道、昭和一五年八月一〇日付け通牒添付の講師名簿（以下、「一五年名簿」と略記する）、昭和一七年六月一日付け発実四六号通牒の講師名簿（以下、「一七年名簿」と略記する）を統合して作成した一覧表である。作表に当たっては、各名簿に重複して掲載されている講師がいることを考慮して一

表3 「産業報国精神特別講義」講師名簿

	講師官職	氏名	分類	新聞	15年	17年	文化
1	貴族院議員	平生 眞三郎	経営者	○	○	○	
2	貴族院議員	河原田 稔吉	官僚	○			
3	貴族院議員	吉田 茂	官僚			○	
4	貴族院議員	有馬 頼寧	政治家				
5	貴族院議員	大河内 正敏	経営者			○	
6	産報理事長	小畑 忠良	官僚			○	○
7	(未記載)	安岡 正篤	学者・研究者			○	○
8	産報常務理事	町田 辰次郎	労働担当者	○	○	○	
9	産報常務理事	嵯峨 義等	学者・研究者			○	○
10	産報常務理事	深川 正夫	労働担当者	○	○	○	
11	産報常務理事	長谷川 遼	官僚			○	
12	大倉精神文化研究所長	大倉 邦彦	経営者	○	○	○	○
13	日本ベイント社長	小畑 源之助	経営者	○	○	○	○
14	安川電機社長	安川 第五郎	経営者	○	○	○	
15	住友鉱業	三村 起一	経営者	○	○	○	○
16	全産聯常務理事	膳 桂之助	経営者	○	○	○	○
17	川崎重工業専務	川崎 芳熊	経営者	○	○	○	
18	三菱重工業長崎造船所長	小川 嘉樹	経営者				
19	日魯漁業社長	眞藤 愼太郎	経営者				
20	商組中央会	向井 鹿松	学者・研究者	○	○	○	
21	日本製鉄専務	淺澤 正雄	経営者	○	○	○	
22	住友電気工業専務	田中 良雄	経営者	○	○	○	
23	産報幹事	南 岩男	官僚			○	○
24	全産聯書記長	森田 良雄	労働担当者	○	○	○	
25	日本石油調査部長	中田 謙二	労働担当者	○	○	○	
26	三井鉱山総務部長	田代 壽雄	労働担当者			○	
27	住友本社労働部長	渡邊 斌衛	労働担当者	○	○	○	
28	帝農幹事長	東浦 庄治	学者・研究者			○	
29	東京帝大教授	東畑 精一	学者・研究者			○	○
30	東京帝大教授	那須 皓	学者・研究者			○	
31	農事試験場長	寺尾 博	官僚			○	○
32	東京衛生試験所長	松尾 仁	官僚			○	
33	前帝大教授	慶松 勝左衛門	学者・研究者			○	
34	新潟鉄工所社長	大内 愛七	経営者			○	○
35	日本労働科学研究所	桐原 保見	学者・研究者			○	○
36	八幡製鉄所	佐山 勲一	経営者			○	
37	渡辺鉄工所社長	渡邊 福雄	経営者		○	○	
38	産報参事	佐々木 正制	労働担当者			○	○
39	産報参事	廣崎 眞八郎	労働担当者			○	
40	大阪商船社長	村田 省藏	経営者	○	○	○	
41	鎌漣紡績社長	津田 信吾	経営者	○	○		○
42	王子製紙会長	藤原 銀次郎	経営者		○		
43	三菱重工業会長	斯波 孝四郎	経営者		○		
44	三和銀行頭取	中根 貞彦	経営者		○		
45	秩父セメント常務	諸井 貫一	経営者		○		
46	日本商工会議所理事	松井 春生	官僚		○		○
47	神戸製鋼取締役	和田 信房	経営者				
48	北海道炭鉱夕張次長	前田 一	労働担当者		○		
49	東京芝浦電気厚生部長	和田 隆造	労働担当者	○	○		
50	三菱重工業労働課長	桑田 一郎	労働担当者	○	○		
51	日本製鉄労働課長	佐藤 正義	労働担当者	○	○		
52	富士瓦斯紡総務部長	山田 榮一	労働担当者	○	○		
53	岡部鉄工所所長	岡部 繁	経営者	○	○		
54	川崎重工業労働課長	砂野 仁	労働担当者	○	○		
55	日本電力人事課長	荒川 卓次郎	労働担当者		○		
56	日本工業協会常務理事	竹崎 瑞夫	経営者		○		
57	石炭鉱業聯合会長	松本 健次郎	経営者	○	○		
58	厚生省労働局長	藤原 孝夫	官僚	○	○		
59	片倉製糸社長	今井 五介	経営者		○		
60	都那製糸社長	波多野 林一	経営者		○		
61	社大党代議士	三輪 壽壯	政治家	○			
62	京大助教授	大塚 一郎	学者・研究者	○			

(注) 「新聞」、「15年」、「17年」、「文化」欄の○印はそれぞれ昭和14年12月の新聞報道、昭和15年の講師名簿、昭和17年の講師名簿、日本文化講義の昭和17年名簿に掲載されていたことを示す

(資料) 『東京朝日新聞』第19280号(昭和14年12月6日刊)、昭和15年8月10日付け通牒「産業報国精神特別講義ノ件」、昭和17年6月1日付け発実46号通牒「産業報国精神特別講義ニ関スル件」、昭和17年「日本文化講義諸講習会講師一覧(事務参考用)」

七年名簿を土台とし、それに一五年名簿、新聞報道に記載されている講師を付加した。これにより講師官職について一七年名簿に記載されている講師は同名簿の講師官職を、一七年名簿に記載の無い講師は一五年名簿に掲載があれば同名簿の講師官職を、記載が無ければ新聞報道の肩書きを講師官職欄に記載した。新聞報道、一五年名簿、一七年名簿に記載があった講師について、それぞれ表中の「新聞」、「15年」、「17年」の各欄に○を付けている。

各講師名簿を統合したところ講師として名前が挙がった人物数は六二名であった。そのうち三輪寿壮と大塚一朗については新聞報道では名前が挙がりながら、一五年名簿、一七年名簿のいずれにも掲載されなかった。新聞報道に挙がった三〇名のうち八割以上に当たる二五名が一五年名簿に掲載され、そのうちの一五名は更に一七年名簿にも掲載されている。

逆に一七年名簿に掲載された三九名のうち過半数となる二一名は新聞報道にも一五年名簿にも挙げられなかった人物であり、実施三年目となる昭和一七年には名簿に掲載される講師の過半数が昭和一五年から入れ替えられることになった。

もちろん前述の通り昭和一五年八月以降は名簿掲載以外の者を講師として希望することも可能であり、一七年名簿には未掲載であっても講義を担当する講師がいた可能性は高い。昭和一五年の実施事例を見れば(表1参照)、北海道帝大と小樽高商で前商工大臣の伍堂卓雄が、鳥取高農で帝国農会幹事長の東浦庄治が、東京薬専で智山学院専門学校教授の高神覚昇が、同志社高商で京都府警察部労政課長の鬼丸勝之が講師を務めているが、いずれの講師も新聞報道や一五年名簿には未掲載であった(ただし、東浦は一七年名簿には掲載された)。

【表3】では一つの試みとして講師を、①経営者(会長・社長・役員・工場長など)、②労務担当者、③官僚、④学者・研究者、⑤政治家の五者に分類してみた。多くの講師が産業報国聯盟や大日本産業報国会の役員(会長、顧問、常任顧問、理事など)に就いているため、【表3】の分類は産業報国聯盟や大日本産業報国会に関係する以前の経歴を反映させたものである。また、河原田稼吉や吉田茂のように大臣を務めた講師は「政治家」に分類することも可能であろうが、ここでは「官僚」として分類している。官僚については事務系の官僚(河原田や吉田など)と技術系の官僚(寺尾博、松尾仁)とでは性格が異なるが、事務系、技術系に分けず官僚という一区分にした。町田辰次郎は協

調会の職員としての経歴が長く、協議会が実態としては内務省の外郭団体であり、河原田や吉田のような内務官僚が常務理事を務めたことを踏まえれば「官僚」という分類も成り立ちうるが、野田醬油労働争議調停に関与し、東京市電気局労働課長にも就いていた町田の経歴を考慮し、「労働担当者」として分類した。多くの講師が様々な経歴を有しており、特定の一つに分類するのは基本的に困難である。何らかの割り切りが必要となる点で、【表3】における講師の分類はあくまで一つの試みであるということを承知されたい。

【表3】の講師の分類を見てみると経営者が全六二名のうち二七名と全体の四四％を占め、続いて労働担当者が一五名で全体の二四％を占めており、全体の七割近くが産業界からの講師により占められている。次いで官僚と学者・研究者がそれぞれ九名で全体の一五％を占めていた。経営者、労働担当者、官僚、政治家を「実務家」という範疇で括った場合、六二名中五三名が実務家であり、あくまで講師名簿のことではあるが、講師の八五％は実務家であった。昭和一七年の「日本文化講義諸講習会講師一覧（事務参考用）」では掲載されている講師三七九名中、経営者、官僚、政治家、軍人等の実務家は六〇名であり、全体の一六％にとどまる。この点で日本文化講義と比べ産業報国精神特別講義は実務家が中心となって担当する思想善導講義であったという点に大きな特徴があった。

なお、産業報国精神特別講義の名簿掲載者六二名のうち日本文化講義諸講習会講師一覧（事務参考用）に掲載されている講師は全体の二割弱の一二名であった。実際に大倉邦彦は日本文化講義と産業報国精神特別講義の両方の講師を務めている。

（三）産業報国精神特別講義の歴史の意味

最後に産業報国精神特別講義の歴史の意味を考えてみたい。現時点で断言できるのは文部省にとって産業報国精神

特別講義の実施は「産業報国運動」への参画そのものであったという点である。昭和一三（一九三八）年七月三〇日の産業報国聯盟発足時に聯盟役員の顧問に入つたのは厚生大臣、内務大臣、文部大臣、商工大臣の四大臣であつた。産業報国運動を主導したのは厚生省と内務省であり、両省の大臣が顧問に入るのは当然のことだと言える。また、産業報国運動が戦時体制下での生産力拡充を意図するものであつた以上、産業界を管轄する商工省の大臣が顧問に入るのも首肯できる。それでは文部大臣が産業報国聯盟の顧問に入つた理由についてはどのように考えればよいのか。

産業報国聯盟の綱領や規約には学校教育に関する一切書かれていない。それにもかかわらず、聯盟の顧問に文部大臣が加わつたのは、恐らくは本稿四（三）で述べた通り昭和一三年四月二八日に協調会の時局対策委員会第二専門員会が内務省・厚生省に建議した『労資関係調整方策』の「（乙）労資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策」の中に「文部当局と協力し、学校教育の中に、本精神の普及を図る方法を講ずること」が含まれていたためと考えられる。文部省が産業報国運動に関与するのは当初段階から想定されていた。

文部省による産業報国運動への参画は昭和一四年八月三〇日に産業報国聯盟理事長の河原田稼吉が文部大臣に就いたことにより産業報国精神特別講義の実施という形で実現に向け動き出し、ついに昭和一五年二月八日に河原田自らが早稲田大学で産業報国精神特別講義を行ったことにより実現するに至つた。昭和一六年一月に出た産業厚生時報社編『産業報国運動全書』は産業報国運動を「客観的に観察し、総合的体系の下に整備し、以て当局の指導方針を平易簡明に解説した」書であるが、同書第六章「産業報国運動に対する官庁の対策」には「文部省に於ては本運動の精神を学校教育に取入れるため、大学、実業専門学校方面に産業報国講座を設け」と記されており、産業報国精神特別講義の実施が産業報国運動に対する文部省の対策としていわば公認されていたことが確認できる。

また、産業報国聯盟の機関紙『産業報国』第二七号（昭和一五年一二月一日）に附録として掲載された「産業報国

表4 産業報国精神指導者講習会（昭和15年）の実施状況一覧

都市名	実施期日	講義題目	講師官職	氏名	新聞	15年	17年	文化
1 高松	9月24日	産業報国運動に於ける教育と強制	京都帝大助教授	大塚 一朗	○			
2		世界の新展開と吾等の覚悟	工業組合中央会副会長	松井 春生		○		○
3		県下の産業報国運動の実態	香川県警察部特別高等警察課長	秦 重徳				
4 札幌	9月24日	産業新体制と産業報国精神	実業教育振興中央会常務理事	倉橋 廉治郎				
5		産業報国運動の理念	産業報国聯盟理事・陸軍少将	松本 勇平				
6		北海道に於ける産業報国運動に就て	北海道庁労政課長	山本 高雄				
7		公益優先と産業報国	全国産業団体聯合会理事	森田 良雄	○	○	○	
8 新潟	9月25日	産業界の要求する人	株式会社島本鉄工所専務取締役	宮崎 藤次郎				
9		産業報国運動の使命と現状	産業報国聯盟理事	町田 辰次郎	○	○	○	
10		新体制と国防経済	貴族院議員	佐堂 卓雄				○
11 福岡	9月25日	産業報国精神に就て	株式会社渡邊鉄工場社長	渡邊 福雄		○	○	
12		産業報国の現状に就て	三井鉱山株式会社三池鉱業所労務課長	中山 誠壽				
13		日本産業道	貴族院議員	吉田 茂			○	
14 仙台	9月26日	産業新体制と産業報国精神	実業教育振興中央会常務理事	倉橋 廉治郎				
15		県下産業報国運動に就て	宮城県警察部特別高等課長	岩瀬 繁一				
16		産業報国運動に就て	貴族院議員	河原田 稔吉	○		○	
17 東京	9月26日	公益優先と産業報国	三菱重工業株式会社会長	斯波 孝四郎		○		
18		産業報国運動の理論と実際	警視庁労務課長	細谷 喜一				
19		新体制と教育	住友本社総理事	小倉 正恒				
20 大阪	9月26日	世界の新展開と吾等の覚悟	工業組合中央会副会長	松井 春生		○		○
21		産業報国運動に就て	大阪府警察部長	廣瀬 永造				
22		公益優先と産業報国	全国産業団体聯合会理事	森田 良雄	○	○	○	
23 金沢	9月27日	県下産業報国運動に就て	石川県警察部建築工場課長	佐々木 健太郎				
24		産業報国運動の使命と現状	産業報国聯盟理事	町田 辰次郎	○	○	○	
25		新体制と国防経済	貴族院議員	佐堂 卓雄				○
26 広島	9月27日	産業報国と教育の使命	京都帝大助教授	大塚 一朗	○			
27		産業報国運動の基礎	広島県警察部長	井田 完二				
28		之からの産業	大倉精神文化研究所長	大倉 邦彦	○	○	○	○
29 名古屋	9月28日	公益優先と産業報国	三菱重工業株式会社会長	斯波 孝四郎		○		
30		産業報国運動展開の要項	愛知県産業報国会常任幹事	南 岩男		○	○	

(注) 表3の(注)に同じ

(資料)『実業教育』第2巻第11号(昭和15年11月、56頁) および表3と同一の資料

聯盟略史」の「三、産報運動の進展状況」には次のような記述がある。¹¹²⁾

更に産業報国精神を全産業人に徹底することは極めて困難なる事情に鑑み、右の如き責任ある指導階級の錬成と共に、他方学徒に対し本運動の精神を徹底するため文部省と協力の下に、全国大学専門学校に産業報国運動に関する特別講義を設置し画期的な業績を収めた。

産業報国運動の中央機関であった産業報国聯盟も文部省が実施主体となった産業報国精神特別講義を産業報国運動の一つとして取り扱い、この思想善導講義が聯盟との協力でなされたことを明言していた。文部省と聯盟との協力は本稿三(五)で見た産業報国聯盟会長・水野鍊太郎が大倉邦彦に宛てた書簡からも確認できる。この書簡は文部省から産業報国精神特別講義の講師の斡旋を依頼された聯盟が大倉に対し講師就任の承諾を求めるものであった。

前述の『産業報国運動全書』や「産業報国聯盟略

史」にも記載されておらず、また実業教育や産業報国運動に関する研究文献においても管見の限り言及されていないが、文部省による産業報国運動への参画については産業報国精神特別講義の実施に加え、もう一件施策があった。その施策とは昭和十五年九月二四―二八日に実施された「産業報国精神指導者講習会」の開催である。

この産業報国精神指導者講習会の講話集である実業教育振興中央会編『産業報国精神講話集』（昭和一六年）の序には次のように書かれている。¹¹⁾

本中央会は実業教育に関する限り、文部省と表裏一体の關係に於て、斯教育の振興發達に寄与せん事を目的とせる立場上、新經濟産業体制下に於ける産業人の心構への基調たるべき産業報国精神に付、明確なる觀念を植付け、知識を涵養せしむるを以て、当面の急務とし、文部省と共同主催の下に、全国十箇所の主要産業都市に於て、産業報国精神指導者講習会を開催し、多大の効果を収め得た。

産業報国精神特別講義に加え文部省は実業教育振興中央会との共同主催により「産業報国精神指導者講習会」という事業を昭和一五年九月に実施した。この講習会の実施状況は【表4】の通りである。実業教育振興中央会常務理事の倉橋藤治郎は「中央会の一年を顧みて」の中で「産業報国精神指導」について次のように回顧している。¹²⁾

近年澎湃として勃興し來れる産業報国運動は決して勞資両者の協調とか、乃至労働問題の解決と云ふ点に限らず、更に広く、苟くも産業に關係ある者が、専ら私利私欲を図り、營利追及（マカ）〔求〕を主眼とする如き従來の經濟觀念を棄て、公益優先、国家奉仕を目的とする新しい精神によつて鑄直されなければならない事を目標とするのであつて、本会に於ても此の広義の産業報国精神を普及徹底せしむる事を急務とし、文部省との共同主催により、まづ札幌、仙台、新潟、金沢、東京、名古屋、大阪、徳島、広島、福岡の十都市に於て、産業報国精神指導者講習会を催し、それぞれの地方に於ける実業学校青年学校教職員等を聴講者とし、当該府県警察部及び産業報

国聯盟役員と共に、本会派遣講師によつて、広義にして純粹なる産業報国精神に関し講習会を催し、学校教職員をして生徒訓育上拠る所を知らしむるに努めた。

この講習会は中等教育を担う実業学校の校長、教員、青年学校長を主な聴講者とする講習会であり、これらの聴講者に実業家、官僚、特高課長等が講師となつて産業報国精神を浸透させることを通じて実業学校や青年学校の生徒の産業報国精神の涵養につなげるという意図があった。産業報国精神特別講義は大学、実業専門学校といった高等教育の学生・生徒を対象にした直接的な思想善導講義であつたのに対し、産業報国精神指導者講習会は中等教育の生徒に産業報国精神を徹底するよう実業学校や青年学校の教員を対象とした点でいわば間接的な思想善導講義であつた。

因みに文部省思想局およびその後身である教学局は教学刷新事業として昭和十一年より日本文化講義を実施し、それと並行して高等学校や私立大学の予科、専門部の教員を対象に日本文化教官講習会（昭和十二年以降は日本文化研究講習会）を実施していた。¹¹⁵ 思想局・教学局の方策を踏襲するかの如く産業報国精神に関しては、実業学務局が大学・実業専門学校の学生・生徒を対象に産業報国精神特別講義を実施し、他方で実業学校や青年学校の教員を対象に産業報国精神指導者講習会を実施していたということになる。

【表4】から分かる通り、札幌以外の都市では産業報国精神特別講義の講師名簿に掲載されている者が最低でも一名講師を務めており、特高警察課長をはじめとする警察関係者と産業報国聯盟の役員も講習会の講師を務めていた。実業教育振興中央会の伝えるところによれば各地ともに二〇〇名以上が聴講したとのことである。¹¹⁶

産業報国精神指導者講習会は文部省と実業教育振興中央会との共同主催とはいえ、中央会そのものが文部省内に置かれた財団法人であり「文部省と表裏一体の関係」であつたことを踏まえると、この講習会は文部省主導の事業であつたと考えるべきであり、文部省が各地警察および産業報国聯盟と連携して参画した産業報国運動であつた。¹¹⁷

実業教育振興中央会常務理事・倉橋は先の引用部分に続けて、「来年度より漸次右以外の各府県に亘つて実行して行きたいと思ふ⁽¹⁸⁾」と述べているが、『実業教育』（昭和一九年まで刊行）に産業報国精神指導者講習会に関する記事はその後、掲載されておらず、昭和一六年度以降も実施されたか否かについては現時点で不明である。しかし、昭和一五年一月二三日に厚生省労働局労政課の推進で大日本産業報国会が発足したことにより産業報国運動が国家による統制下で進められていく中、産業報国精神特別講義は大日本産業報国会の会長・平生鈺三郎や理事長・小畑忠良をはじめ常務理事・町田辰次郎、同・暉峻義等、同・深川正夫、同・長谷川透など多くの大日本産業報国会の役員を講師名簿に掲載する形で、少なくとも昭和一八年まで継続して実施された。

元より産業報国精神特別講義は昭和一四年八月三〇日に発足した阿部信行内閣で産業報国聯盟理事長・河原田稼吉が文部大臣に就き、その推進あつて実現したものであったが、阿部内閣が短命に終わり、河原田が昭和一五年一月一六日限りで文部大臣を退いても、この思想善導講義は継続され、別途、産業報国精神指導者講習会も実施された。そこには産業報国運動への関与を続けるという文部省実業学務局の強い意向が働いていたと考えられる。

特別講義・日本文化講義といった思想善導講義をはじめとする教学刷新事業を中心的に担った文部省思想局・教学局の陰に隠れるためか、戦時経済体制の一環である産業報国運動への参画が文部省実業学務局によって産業報国精神特別講義と産業報国精神指導者講習会の実施を通じてなされたという事実はこれまで看過されてきた。しかし、日本文化講義の産業版とも呼ぶべき産業報国精神特別講義や産業報国精神指導者講習会が実施されたことは、戦時体制を維持していく上で必要な「労資一体」、「生産力拡充」の必要性を学生・生徒に認識させることにより学校教育の現場で産業報国運動を展開していくことを意味した。思想教育や国民精神総動員運動を中心的に担った教学局とは別に、実業学務局により産業報国精神特別講義という思想善導講義が実施されたことは、国民精神総動員運動の計画主務庁

であった文部省が全省を挙げて戦時体制に学校教育を組み込もうとしていたことを示すものである。

官民一体となつての産業報国運動は文部省の参画により大学・実業専門学校とも一体化し、産官学連携の一面を持つことになった。産業界から講師提供を受けながら文部省実業学務局の主管により大学・実業専門学校で実施された産業報国精神特別講義は高等教育の現場で展開された産官学連携の思想善導講義であった。

おわりに

本稿では産業報国精神特別講義の概要を説明し、それが実施される背景を辿りながら、文部省にとって産業報国精神特別講義の実施は産業報国精神指導者講習会の実施とともに、教学刷新事業を主導した思想局・教学局ではなく実業学務局の主導により戦時体制下での産業報国運動が学校教育の現場においていわば「産官学連携」で展開されることになったという歴史的意味を有することを明らかにした。

もちろん、大学等の高等教育機関で産業界の者が科外講義を担当することは明治期にもあった。例えば早稲田大学では前身の東京専門学校時代から科外講義を重視しており、連続講義の形態を取らない一回限りの科外講義は明治二七（一八九四）年に始まったが、明治四四年一月六日に貿易業の田村新吉が「真の実業家」という題目で科外講義を担当し、また明治四五年三月一六日には大日本麦酒会社取締役の高杉晋が「欧米の麦酒事業」という題目で担当している。⁽¹⁰⁾

日本文化講義も住友銀行常務取締役の大島堅造、石原産業社長の石原廣一郎のように企業関係者が講師として担当することがあった。⁽¹¹⁾これに対して産業報国精神特別講義は文部省が産業界、大学・実業専門学校の関係者と協議して

実施が決定された官製講義であり、講師陣の顔触れも産業界中心であった点で、個々の大学や専門学校が企業関係者を講師に招聘して実施する科外講義や文部省思想局・教学局のみが関わった日本文化講義とは異なる。しかも、その意図するところは生産力の拡充を目指し労資一体による産業報国の精神を学生・生徒に対して学窓を巣立ち会社入りする前に体認させておこうとするものであり、戦時経済体制・国家総動員体制を視野に入れたものであった。

産業報国精神特別講義は単に産業報国精神の涵養を図るといふ思想善導講義としての側面だけでなく、大学・実業専門学校という教育現場を借りて産業の発展、国家経済の強靱化を企図するという側面があった。しかし、そのことを戦時体制下における軍国主義的な教育施策という一言で簡単に片づけることはできない。「産業報国」や「労資一体」という言葉は使われていなくとも、実践的な問題解決能力の育成を狙ったアクティブ・ラーニングの導入、グローバル人材育成を目的とした語学教育、デジタル社会に対応できる次世代人材の育成を視野に入れたICT教育、そしてデジタル時代における国際競争力強化を目指したデータサイエンス・AIに関する教育など、文部科学省が時に補助金を出して各大学に特定の教育プログラムの推進を奨励する昨今の事業の背後には、即戦力となる人材を送り出して欲しいという産業界からの大学に対する要望がある^(四)。

経済の成長や国の繁栄は産業の発展を通じてこそ実現し、そのためにも大学は産業界で役立つ実践的な教育を行うべきであるという近年の大学教育に対する考え方には多かれ少なかれ戦時期の「産業報国」と共通する発想が通底している。産官学連携と言っても戦時体制下での軍需関連産業の支援や労働力確保を図るといふ時代背景があった戦時の産業報国精神特別講義は今日の産官学連携とは性格を異にするものであり、同列で論じるべきではないといった異論もある。しかし、教育が産業の道具、国家発展の手段として産業や国家にいわば「隷属」している実態は戦時期も現在も基本的には変わらない。大学・実業専門学校で産業報国精神特別講義を実施することになった空気は「産

「官学連携」という美辞麗句を纏い戦後も日本の大学教育を覆っているのである。

本稿を結ぶに当たって残された課題を三点挙げておく。一点目は「産業報国精神特別講義実施事例データベース」の構築である。本稿では産業報国精神特別講義の概要を述べ、その実施に至る背景を探り、この思想善導講義が文部省にとって産業報国運動への参画という歴史的意味を持つことを明らかにした。しかし、産業報国精神特別講義の実相を明らかにするまでには至っていない。産業報国精神特別講義が実施校や動員された講師、受講した学生・生徒にとつてどのような意味を持ったのかを明らかにするには担当講師の特性、講義内容、受講した学生・生徒の反応などを把握することが必要であり、そのためには大学アーカイブズにおける大学文書などの丹念な資料調査を今後も継続し、多くの実施事例を収載した「産業報国精神特別講義実施事例データベース」を構築することにより多面的な考察を重ねていくことが肝要である。

二点目は一点目とも関連するが、文部省にとって産業報国運動への参画を意味した産業報国精神特別講義は産業報国運動の展開にどのような効果をもたらしたのかという検証である。卒業を控えた大学・実業専門学校最終学年の学生・生徒はこの講義を受講することにより労資一体の理念を体得し、就職後にそれぞれの職場で産業報国の精神を発揮して生産力の拡充に寄与することになったのか否か。現時点でこれを検証する具体的な方法は着想できていないが、戦時期の産業報国運動更には国民精神総動員運動の実効性を評価する上でもこの検証は不可欠である。

課題の三点目は特定の担当講師に着目した産業報国精神特別講義の内容検討や思想分析である。本稿五（二）で見た通り、講師名簿に占める産業界関係者の割合は七割近いが、中でも事業経営の経験を持ち、東洋大学の学長も務めた教育者にして、戦時期の日本精神論者の一人であった大倉精神文化研究所長・大倉邦彦は筆者が現時点で把握している限り産業報国精神特別講義を一回担当し、この思想善導講義の中心的担い手とも呼ぶべき存在であった。大日

本産業報国会は産業報国運動の理論体系を確立するという趣旨で昭和一七（一九四二）年に「産報理論叢書」を発刊するに至ったが、その第二輯として刊行されたのが大倉執筆の『産霊の産業』（昭和一七年）であった。産業報国聯盟の参与や大日本産業報国会の理事も務めた大倉は同会より産業報国運動の啓発者として期待されていた。産報理論叢書第一輯の難波田春夫『日本の勤労観―産業報国運動の理論的基礎付けの試み』（昭和一七年）との比較検討、甲南学園を創立し大倉と同じく教育者の側面を持つ大日本産業報国会会長・平生鈺三郎の講義との比較検討など、産業報国精神特別講義の思想面の特徴を明らかにするためにも大倉の産業報国精神特別講義についてはいずれ詳細な考察を行いたい。

（謝辞）他機関所蔵資料に関する照会や取り寄せ、複写依頼等に関し大阪工業大学図書館相互利用係の金山かおり氏に一方ならぬお世話になりました。この場を借り、改めて御礼申しあげます。

注

- （１） 科学技術庁『昭和五二年度 科学技術白書』大蔵省印刷局、昭和五三年一月、一四六頁。
- （２） 文部科学省▽政策・審議会▽審議会情報▽科学技術・学術審議会▽技術・研究基盤部会▽資料四 新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）▽三、今後の産学官連携のあり方（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/attach/1332041.htm、令和六年一〇月二二日閲覧）。
- （３） 『東京朝日新聞』第一九二八〇号、朝日新聞社、昭和十四年二月六日、二面。

- (4) 「文部彙報」『実業教育』第二巻第四号、実業教育振興中央会、昭和十五年四月、六八頁。
- (5) 東京大学文書館デジタルアーカイブで閲覧可能である (<https://uta-tokyo.ac.jp/uta/s/da/document/3122c48b5e0c1761bc367b816c32a1e5?target=new>、令和六年一月二日閲覧、参照コード S0001/Mo220/0009)。
- (6) 東京大学文書館所蔵の簿冊『昭和十五年 文部往復(四)』。同館のデジタルアーカイブズで閲覧可能である (<https://uta-tokyo.ac.jp/uta/s/da/document/a9a2d73cf9ce055b527d9c1163a16d8?target=new>、令和六年一月二日閲覧、参照コード S0001/Mo228/0012)。
- (7) 文部省『産業教育七十年史』社団法人雇用問題研究会、昭和三十一年一月、四頁。
- (8) 昭和十四年二月六日発行の『東京朝日新聞』(第一九二八〇号)、『読売新聞』(第二二五八一号)、『東京日日新聞』(第二二七六八号)の夕刊で報道されていた。
- (9) 『日本近代教育百年史 第一巻 教育政策』国立教育研究所、昭和四十八年二月、五四〇頁。
- (10) 『日本近代教育百年史 第五巻 学校教育』3 国立教育研究所、昭和四十九年三月、一二一八頁。
- (11) 『日本近代教育百年史 第十巻 産業教育』2 国立教育研究所、昭和四十八年二月、五六九頁。
- (12) 産業報国運動や産業報国会に関する研究書としては桜林誠『産業報国会の組織と機能』(御茶の水書房、昭和六〇年八月)、佐口和郎『日本における産業民主主義の前提―労使懇談制度から産業報国会へ』(東京大学出版会、平成三年十二月)がある。また、主な研究論文は次の通りである(個別の産業報国会を主として取り扱った論文は除く)。
 - ①大河内一男「産業報国会」の前後(『労資関係論の史的展開』有斐閣、昭和四十七年)。
 - ②芳井幸子「産業報国運動―その成立をめぐる」(『一橋論叢』第七三巻第二号、昭和五〇年)。
 - ③河原宏「戦時下労働の思想と政策」(早稲田大学社会科学研究所『日本のファシズムⅢ―崩壊期の研究―』早稲田大学出版部、昭和五三年)。
 - ④氏原正治郎・萩原進「産業報国運動の背景」(東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会六 運動と抵抗上』東京大学出版会、昭和五四年)。
 - ⑤神田文人・荒川章二「解説」(神田編『資料 日本現代史 7』大月書店、昭和五六年)。
 - ⑥塩田咲子「産業報国会の実態と機能」(『社会政策学会年報』

- 第二六集『現代日本の賃金問題』、御茶の水書房、昭和五七年）、⑦萩原進「産業報国体制の一考察」（近代日本研究会編『年報・近代日本研究―五―昭和期の社会運動』山川出版社、昭和五八年）、⑧小島恒久「産業報国運動の形成と受容」（『社会科学論集 九州大学教養部社会科学研究室紀要』第二五号、昭和六〇年）、⑨安田浩「一九三〇年代における労働政策の変容」（『社会科学研究』第四二巻第三号、平成二年）、⑩安田浩「官僚と労働者問題」（『東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 四』東京大学出版会、平成三年）、⑪桜林誠「産業報国会の虚像と実像―『厚生省五〇年史（記述篇）』を切る」（『帝京経済学研究』第二八巻第一号、平成六年）、⑫及川英二郎「産業報国運動の展開―戦時生活統制と国家社会主義」（『史林』第八二巻第一号、平成一一年）、⑬岡崎哲二「戦時日本の労働組織―産業報国会の役割」（『東京大学 CIRIE discussion paper』J73-130、平成一四年）、⑭桜林誠「産業報国会に対する官僚統制の分権構造」（『大原社会問題研究所雑誌』第五三七号、平成一五年）、⑮西澤真三「戦時期日本の労資関係―産業報国会の成立と崩壊」（『大阪府立大学経済研究』第五五巻第四号、平成二二年）、⑯平山勉「戦時経済史研究と産業報国会」（『大原社会問題研究所雑誌』第六六四号、平成二六年）。
- ⑭名古屋大学史編集委員会編『名古屋大学五十年史 部局史一』名古屋大学、平成元年一〇月、四二六―四二七頁。
- ⑬東京大学社会科学研究所蔵「産業報国運動資料」（マイクロフィルム、B2282/MF81/9-111）。この解散声明書は神田文人編『資料 日本現代史 7』（大月書店、昭和五六年一〇月）にも収録されている。
- ⑫『日本産業労働』第一巻第一号、日本産業労働倶楽部、昭和八年七月、表紙。
- ⑪『日本産業労働』第二巻第一〇号、日本産業労働倶楽部、昭和九年四月、六頁。
- ⑩前掲注16『日本産業労働』第二巻第一〇号、三頁。
- ⑨赤松克麿『日本労働祭の意義』国民協会出版部、昭和九年三月、表紙および一八頁。
- ⑧産業労働研究会『日本主義労働運動綱領・行動方針（産業篇）並に解説』社会運動往来社、昭和九年一〇月、三頁。
- ⑦『日本産業労働』第二巻第一七号、日本産業労働倶楽部、昭和九年二月、一一頁。なお、日本産業労働倶楽部を結成した石川島造船所自強組合長・神野信一はその著書『日本主義労働運動の真髓』（亜細亜協会出版部、昭和八年五月）で「労働報

国」という言葉を用いている（例えば同書二七二頁）が、「産業報国」という言葉は用いていない。

(21) 「時報」『労働時報』第二二巻第五号、内務省社会局労働部、昭和一〇年五月、一九二〇頁。

(22) 「労働争議調停」『労働時報』第二二巻第一〇号、内務省社会局労働部、昭和一〇年一〇月、二〇二二頁。

(23) 労働省編『労働行政史 第一巻』財団法人労働法令協会、昭和三六年三月、五〇八頁。

(24) 「財団法人協調会」偕和会『財団法人協調会史―協調会三十年の歩み』「財団法人協調会」偕和会、昭和四〇年五月初版、昭和五五年九月再版、六頁。

(25) 前掲注12④氏原正治郎・萩原進「産業報国運動の背景」一九六〇一九七頁、同⑦萩原進「産業報国体制の一考察」一一三―一四頁。

(26) 例えば前掲注12②芳井幸子「産業報国運動―その成立をめぐって」三五頁、同⑧小島恒久「産業報国運動の形成と変容」一頁。

(27) 協調会時局対策委員会『労資関係調整方策』協調会時局対策委員会、昭和一三年三月、一頁。

(28) 前掲注27協調会時局対策委員会『労資関係調整方策』一―二頁。

(29) 前掲注27協調会時局対策委員会『労資関係調整方策』二頁。

(30) 佐々木正制『工場鉱山産業報国会の組織と運営』東洋書館、昭和一六年九月、一九頁。

(31) 「綱領」産業報国聯盟事務局『産業報国聯盟要覧』産業報国聯盟、昭和一四年四月、六―七頁。

(32) 「労資関係調整方策実施ニ関スル件依命通牒」厚生省労働局『産業報国運動要綱』厚生省労働局、昭和一四年一月、五七頁。

(33) 前掲注12⑤神田文人・荒川章二「解説」五九五頁。

(34) 「新活動方針」前掲注31産業報国聯盟事務局『産業報国聯盟要覧』一七頁。

(35) 「国民精神総動員実施要綱」内閣情報部『国民精神総動員実施概要（第一輯）』内閣情報部、昭和一三年一月、二三頁。

(36) 小笠原豊光「国民精神総動員と実業教育」『文部時報』第五九七号、文部省、昭和一二年九月二日、三三三頁。

- (37) 前掲注36小笠原「国民精神総動員と実業教育」三四頁。
- (38) 馬場鎮一「和協一心の道」『産業と教育』第四卷第一〇号、全国実業教育会、昭和十二年一月、一〇三頁。
- (39) 宮島清「雑誌「産業と教育」とは何ぞや」『産業と教育』第六卷第三号、全国実業教育会、昭和十四年三月、三頁。
- (40) 「彙報」『文部時報』第六〇〇号、文部省、昭和十二年一月二日、六七頁。
- (41) 小笠原豊光「国民精神総動員と実業教育」『産業と教育』第五卷第三号、全国実業教育会、昭和十三年三月、一三〇一四頁。
- (42) 宮坂義雄（文部時報報告委員）「支那事変に関する文部省の諸施設 実業事務局所管」『文部時報』第六六二号、文部省、昭和十四年八月一日、四六〇四七頁。
- (43) 「文部省彙報」『産業と教育』第五卷八号、全国実業教育会、昭和十三年八月、一三五頁。この文部省彙報欄には実業教育振興委員会諮問第二号答申が掲載されており、本稿の諮問第二号答申に関する記述はそれに拠っている。
- (44) 鈴木貫太郎（教育審議会総裁）「高等教育ニ関スル件答申」『日本文化』第七四卷、日本文化協会、昭和十六年二月、二頁。
- (45) 前掲注44鈴木「高等教育ニ関スル件答申」四〇一頁。
- (46) 「教育審議会総会会議録」（『近代日本教育資料叢書 史料篇三』）、宣文堂書店出版部、昭和四十六年一月復刻発行。同書は出版者不明の『教育審議会総会会議録』第一〜八輯を復刻して一冊にまとめているが、上原種美の意見は第二輯七三〜七九頁に、野村益三の意見は同八六〜九〇頁に掲載されている。
- (47) 実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』実業教育振興中央会、昭和十三年七月、一〇七三頁。
- (48) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』一〇七五頁。
- (49) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』五〇二八〜二九九頁。
- (50) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』一〇一〇六頁。
- (51) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』二〇二四頁。
- (52) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四〇一〇頁。

- (53) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四ノ一三頁。
- (54) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四ノ二三頁。
- (55) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四ノ四〇頁。
- (56) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四ノ八二頁。
- (57) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四ノ八五頁。
- (58) 前掲注47実業教育振興委員会編『時局ニ対処スベキ実業教育方策ニ関スル意見』四ノ八六頁。
- (59) 『文部彙報』『実業教育』第一巻第一号、実業教育振興中央会、昭和一四年八月、六二頁。この答申については昭和一四年五月二七日の『東京朝日新聞』(第一九〇八八号、二面)、『読売新聞』(第二二三八九号、二面)でも報道されていた。
- (60) 河原田稼吉「興亜奉公日に於ける河原田文部大臣訓示」『文部時報』第六六六号、文部省、昭和一四年九月一日、二一三頁。
- (61) 河原田稼吉「道府県学務課長並に視学官事務打合会に於ける訓示」『文部時報』第六七三号、文部省、昭和一四年一月二二日、三三四頁。
- (62) 大倉精神文化研究所「研究所沿革史資料」(研究所沿革史資料登録番号38814)。この書簡並びに後掲注63の河原田稼吉の大倉邦彦宛て書簡の存在については大倉精神文化研究所の星原大輔研究部長よりご教示頂いた。
- (63) 大倉精神文化研究所「研究所沿革史資料」(研究所沿革史資料登録番号38831)。
- (64) 秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、平成一四年五月、一七六頁。
- (65) 法政大学大原社会問題研究所編 梅田俊英・高橋彦博・横関至著『協調会の研究』柏書房、平成一六年二月、一四六頁。
- (66) 河原田稼吉『社会行政』社会経済体系第一巻、日本評論社、大正一五年、三三二頁。
- (67) 前掲注66河原田『社会行政』三三四頁。
- (68) 河原田には警察講習所主催講演会で行った講演録『労働争議調停法』(警察講習所学友会、大正一五年一〇月)があるが、これは講演を口語体でそのまま起こした講演録であり、内容的に重なるところはあるものの『高等警察法講話』所収の「労働

争議調停法」とは別書と考えるべきであろう。

(69) 河原田稼吉述「労働争議調停法」『高等警察法講話』松華堂書店、昭和二年五月、一頁。

(70) 河原田稼吉『労働行政綱要』松華堂書店、昭和二年六月、序四頁。

(71) 前掲注70河原田『労働行政綱要』二三～二四頁。

(72) 前掲注70河原田『労働行政綱要』三二一頁。

(73) 前掲注70河原田『労働行政綱要』四八六～四八七頁。

(74) 前掲注70河原田『労働行政綱要』五一四頁。

(75) 前掲注12⑧小島恒久「産業報国運動の形成と変容」六頁。

(76) 前掲注24偕和会『財団法人協調会史』七五頁。

(77) 前掲注24偕和会『財団法人協調会史』七五～七六頁。

(78) 河原田稼吉「産業報国運動の提唱―労資の新体制を如何にすべきか―」『時局月報』昭和一三年八月号、サラリーマン社、三八頁。

(79) 前掲注78河原田「産業報国運動の提唱」三八頁。

(80) 河原田稼吉「労資協力の報国 固有の美・家族的融和へ」『戦時下の国民生活』朝日新聞社、昭和一三年九月、一〇頁。

(81) 前掲注80河原田「労資協力の報国 固有の美・家族的融和へ」一一頁。

(82) 前掲注80河原田「労資協力の報国 固有の美・家族的融和へ」一一頁。

(83) 前掲注80河原田「労資協力の報国 固有の美・家族的融和へ」一二頁。

(84) 『産業安全の叫び 其七』（昭和十三年十月 第七回全国産業安全大会報告）財団法人協調会安全福利部、昭和一四年三月、二五六～二六三頁、所収。

(85) 河原田稼吉「産業報国に就て」大阪市人事課編『事業報国会結成記念講演集』大阪役所、昭和一四年八月、一～二九頁。

(86) 前掲注12①大河内一男「産業報国会」の前と後」では「(乙)では、各事業所内に産業報国会を設置し、また学校教育の中にこの精神を徹底させるべきことを主張している」(三七八頁)と簡単ながら学校教育への言及がなされている。

(87) 前掲注27協調会時局対策委員会『労資関係調整方策』四頁。

(88) この「審議概況」に記載されている教育に関する意見は「小学校の教科書にかゝる指導精神を語つたものを入れたらどうか」という意見のみであった。

(89) 鶴野久吾『工場鉦山産業報国会設立運営指針』国民安全協会、昭和十三年二月、二二一―二二五頁。

(90) 河原田稼吉「皇紀二千六百年の年頭に際して」『実業教育』第二巻第一号、実業教育振興中央会、昭和十五年一月、三頁。

(91) 河原田稼吉述『産業報国運動の目標』産業報国講演集(其の二)、産業報国聯盟、昭和十五年六月、一―三頁。

(92) 前掲注91河原田述『産業報国運動の目標』三頁。

(93) この記事では「第四回文化講演」との見出しも付け、「産業報国精神」と題する文化講義が行はれ」と報じているが文部当局作成の「昭和十六年度 日本文化講義実施状況一覧」にも記載されていない。各校は文部当局より年三回の日本文化講義実施を要請されていたことを踏まえても、また時期的・内容的に見ても河原田のこの講義が産業報国精神特別講義として実施されたことはほぼ間違いない。ただ、『神戸商大新聞』が河原田の講義を日本文化講義として報道したことは、産業報国精神特別講義が内容的に日本文化講義の産業版とも呼べるものであったという本稿五(二)で示した見解を期せずして裏付けるものである。

(94) 文部省思想局『思想局要項』文部省思想局、昭和九年一月、一四四頁。『思想局要項』の復刻版は思想調査資料集成刊行会編纂『文部省思想局 思想資料集成』第一巻(日本図書センター、昭和五十六年六月)に収録されている。

(95) 日本文化講義については拙稿「講師」覧からみた戦時期「日本文化講義」の諸相」(『大阪工業大学紀要』第六〇巻第一号、平成二七年九月)、「大倉邦彦と「日本文化講義」——在野の教学刷新実践者とその思想善導講義——」(『大倉山論集』第六七輯、令和三年三月)、「田辺尚雄の「日本文化講義」——日本音楽の真髄を伝えるための巡講——」(『大倉山論集』第六九輯、令和五

21728799844602 令和六年一〇月一二日閲覧。

(110) 産業厚生時報社編『産業運動報国全書』日刊産業厚生時報社出版部、昭和一六年二月、自序四頁。

(111) 前掲注110産業厚生時報社編『産業運動報国全書』一三七頁。

(112) 『産業報国聯盟略史』『産業報国』第二七号（終刊号）、産業報国聯盟、昭和一五年二月一日、二八面。

(113) 実業教育振興中央会編『産業報国精神講話集』実業教育振興中央会、昭和一六年二月、序一頁。

(114) 倉橋藤治郎「中央会の一年を顧みて」『実業教育』第二卷第二号、実業教育振興中央会、昭和一五年二月、五頁。

(115) 駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の統制と動員―日本諸学振興委員会の研究』東京大学出版会、平成二三年三月、二〇三頁。

(116) 「実業教育振興中央会々報」『実業教育』第二卷第一号、実業教育振興中央会、昭和一五年一月、五六頁。

(117) 実業教育振興中央会の後身である産業教育振興中央会は今日でも公益財団法人として諸事業を展開しているが、同会編『産業教育振興中央会三十年の歩み』（財団法人産業教育振興中央会、昭和四三年一月）において専務理事・事務局長の宮坂義雄（元文部省実業学務局職員）が執筆した第二章「中央会三十年」には産業報国精神指導者講習会を含め産業報国運動に同会が関与したことについての記述が一切見られない。同書第五章「産業教育振興中央会史年表」にこの講習会が昭和一五年九月二四日に開催されたことが記述されている（一七七頁）ものの、本文で言及しない産業教育振興中央会の姿勢は機関誌『実業教育』で産業報国精神指導者講習会について詳しく報じ、『産業報国精神講話集』まで刊行した戦時期の実業教育振興中央会の姿勢と対照的である。本稿二（三）でも述べたが、文部省関係者には戦時期の思想教育や精神教育に関する歴史の記述はできるだけ回避するという姿勢があるのではないだろうか。

(118) 前掲注114倉橋「中央会の一年を顧みて」五頁。

(119) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史 第一卷』早稲田大学出版部、昭和五三年三月、八二一頁。

(120) 早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史 第二卷』早稲田大学出版部、昭和五六年九月、四七五頁。

(121) 前掲注95拙稿「講師一覧からみた戦時期「日本文化講義」の諸相」二三～二四頁。

(122) 例えば文部科学省による「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」(平成二四・二六年度)や「大学教育再生加速プログラム(A P)」(平成二六～二八年度)、「グローバル人材育成支援事業」(平成二四～二九年度)などが挙げられる。

(123) 例えば最近では、一般社団法人日本経済団体連合会が令和四年一月二八日に「新しい時代に対応した大学教育の推進」を発表している。そこでは、大学は社会の中核で活躍する人材を輩出する教育機関として、Society 5.0 for SDGsに対応し、地域や日本、世界に貢献するため、教育改革を急ぐ必要があるという主旨の提言がなされている(https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/003_honbun.pdf)。令和六年一〇月一二日閲覧)。